

令和 6 年 1 2 月 1 3 日
子ども・若者部保育課

世田谷区保育の質ガイドラインの改訂における検討状況について

1 主旨

世田谷区保育の質ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の改訂に向け、ガイドライン改訂委員会での議論や、教育・保育施設で働く職員、子どもを預けている保護者等へのアンケート、子どもの声を聴く取り組みを踏まえ、ガイドライン改訂版（素案たたき台）をまとめたので報告する。

2 これまでの経過

令和 6 年 7 月 3 日

第 1 回世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会

令和 6 年 9 月 2 0 日

第 2 回世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会

令和 6 年 1 0 月 1 0 日～1 1 月 1 8 日

世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会作業部会

令和 6 年 1 1 月 1 日～1 1 月 2 5 日

教育・保育施設で働く職員、子どもを預けている保護者、妊娠期の方・子どもを保育園に預ける前の方向けへのアンケートを実施

令和 6 年 1 1 月 1 日～1 1 月 1 4 日

子どもの声を聴く取り組みを実施

令和 6 年 1 2 月 6 日

第 3 回世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会

3 素案たたき台の内容

別紙 1 世田谷区保育の質ガイドライン改訂版（素案たたき台）

別紙 2 世田谷区保育の質ガイドラインチェックリスト

別紙 3 アンケート結果

※第 3 回世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会時点の資料である。

※現在、第 3 回改訂委員会での議論を踏まえ、以下の点を中心に、各作業部会において更なる検討を進めている。

- ・子どもの声や各アンケートで出た意見のガイドラインへの反映。
- ・職員だけではなく、保護者や地域とも広く共有するという観点のもと、図や挿絵等を使用し、視覚的に読みやすいよう工夫する。
- ・各章の「ポイント」について、誰が読んでもわかりやすい表現へ見直し、あわせて、ガイドライン本文やチェックリストとの整合性を図る。

4 今後のスケジュール

令和6年12月	世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会作業部会
令和7年 1月	第4回世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会開催
令和7年 2月	子ども・若者施策推進特別委員会へ報告
令和7年 3月	子ども・子育て会議、児童福祉審議会保育部会へ報告
令和7年 4月	運用開始、保育施設等への配付・周知 区ホームページへの掲載

世田谷区保育の質ガイドライン

改訂版(素案たたき台)

I	ガイドライン改訂の趣旨と位置付け(仮).....	2
1	ガイドライン改訂の趣旨.....	2
2	ガイドラインの位置付け.....	3
II	子どもの権利とウェルビーイングの保障(仮).....	4
III	生活と遊び(学び)を支える保育施設(仮).....	6
1	保育環境.....	6
2	保育内容.....	7
(1)	遊び(学び)を支える.....	7
(2)	食育を支える.....	8
(3)	健康を支える.....	8
IV	子どもの権利が保障される環境づくり(仮).....	9
V	保育士等の専門性と保育所等のマネジメント(仮).....	10
1	保育所職員に求められる専門性.....	10
2	保育所等の運営と組織マネジメント.....	11
3	持続可能な保育の質向上の仕組み.....	11
(1)	自己評価による質の向上.....	11
(2)	職員の人材育成.....	11
(3)	業務の改善や職場環境の見直し.....	11
4	施設長・主任等の管理職の役割とリーダーシップ.....	12
VI	地域における子育て(仮).....	13
1	保育施設の子育て支援のありかた.....	13
2	子育て支援施設と事業.....	13
3	地域の子育て力を高める.....	14
VII	乳幼児期の多様な施設・事業者同士の連携(仮).....	15
VIII	自治体の役割(仮).....	16
1	保育の質の向上のために求められること.....	16
2	保育の質を確保・向上していくための区の取り組み.....	16

I ガイドライン改訂の趣旨と位置付け(仮)

1 ガイドライン改訂の趣旨

世田谷区では、すべての保育施設が「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、平成27年3月に「世田谷区保育の質ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、行政・事業者・保護者・地域で世田谷区がめざすべき保育のあり方の共通理解を図り、保育の質の維持・向上に取り組んできました。

ガイドライン策定以降、幼児教育・保育の無償化や女性就業率の上昇により保育需要は高止まりしており、保育待機児童対策として質と量の両輪を重視した保育施設整備を進めてきました。その結果、保育施設の数が増加し、事業や実施主体も多様化するなど、保育施設の現状が大きく変化しています。

また、ガイドライン策定から10年が経過し、この間、区内保育施設での虐待(不適切な保育)がたびたび発生するなど、子どもの権利を守る保育の重要性がより高まってきています。

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法やこども大綱が施行・策定がされるなど、ますます子どもの権利を保障する社会の機運が高まっています。世田谷区においても、子どもの権利保障や子どもの意見表明などの原則を踏まえ、令和7年度に、世田谷区の子ども・若者政策の根幹となる「世田谷区第3期子ども計画」の策定や「世田谷区子ども条例」の一部改正を予定しています。

このガイドラインの改訂では、子ども条例改正の本質となる考え方を踏まえ、令和6年7月から「世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会」を開催し、世田谷区の子どもを取り巻く環境や、子どもが権利の主体であること、とりわけ高いウェルビーイングを保障する社会をめざし、保育施設関係者、保護者、学識経験者など、さまざまな立場の方と議論を重ね、時代に即した内容への見直しを行いました。

また、保育園に通う子どもやその保護者、これから保育園に通う未就園児の保護者など幅広い方から、保育園の現状や現在の思い、今後の保育園に期待することや望むことを聴取し、ガイドラインの改訂に反映しました。

この改訂版ガイドラインでは、「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、子ども自身が権利の主体であることを明確にしました。全ての子どもが、今を生きる主体として、地域社会に安全な基盤を築き、自分らしさを発揮し、幸せに生活し成長するためのウェルビーイングの保障をめざします。行政や事業者の果たすべき責任と役割を定めることはもとより、ガイドラインの内容を子どもの育ちに関わる全ての関係者が理解し、包括的に支えていく仕組みを発展させ、保育の質の更なる向上をめざしていきます。今後、保育士をはじめ、職員の方々一人ひとりに日々の保育で活用していただくとともに、より分かりやすい形で保護者、事業者、地域とも広く共有し、保育施設における保育の内容や取組みについて理解を深めていただくために活用していきます。

2 ガイドラインの位置付け

調整中

Ⅱ 子どもの権利とウェルビーイングの保障(仮)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利を持っています。私たち区や大人は、子どもの想いや意見を受け止め、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。 【世田谷区子どもの権利条例】(第3条(2))

子どもの権利条約では下記の4つの原則に則って、様々な権利が明記されています。



差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

多様な価値観や文化を受け入れ理解することで子どもたちは違いを尊重する力や共感する心を育むことができます。



子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われるときは「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。子どもがどうしてほしいのか思いを受け止め、やり取りをしながらわかつていくことが大人の挑戦(努力)です。



生存および発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援なども受けことが保障されます。

一人の人間として周りの大人に大切にされ愛されることは、生きる上での基盤となります。



子どもの意見尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見することができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に受け止めます。

大人が一方的な思い込みではなく、応答的なかわりや対話を重ねることで、子ども自身が権利の主体として自分らしく育つことができます。

～子どもの声を聴く～

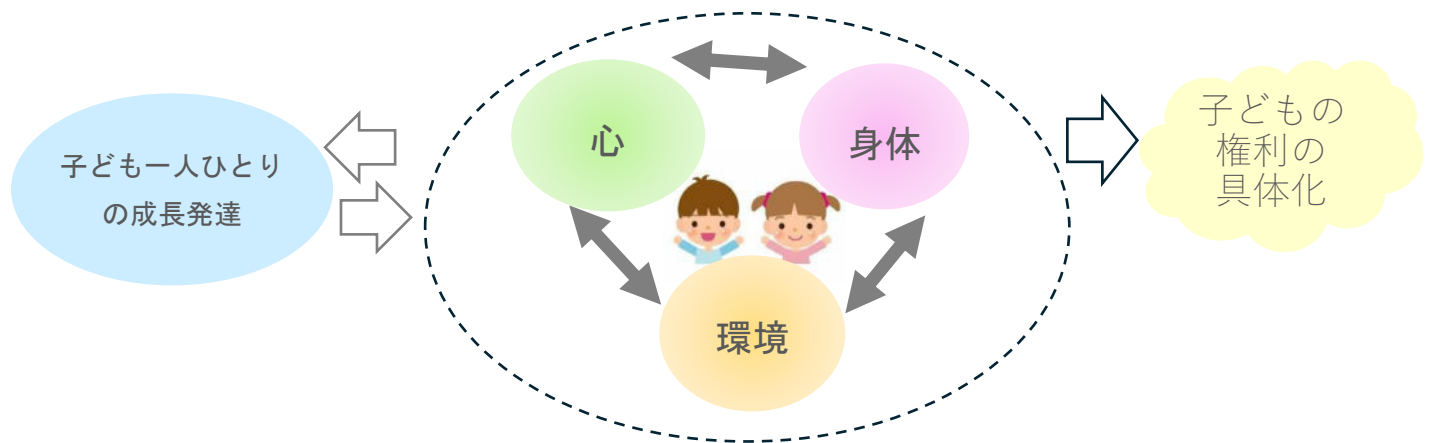
子どもの声を聴くということは、単に言葉を聞くということではなく、大人が子どもに対し、心を寄せて、子どもが表現している言葉やしぐさ、瞳などから、子ども自身の思いや願いを、わかろうとするということです。本ガイドラインでは、子どもの権利を具体化することは、保育内容全てに関連することと考えています。

～子どもの幸せ(ウェルビーイング)の保障～

子どもは一人ひとり固有の力をもっています。

乳幼児期は、子どもの人格形成、社会性、情緒の安定、他者との関係性を築く力などが育まれる重要な時期です。子ども自身が今を生きる中で主体的に遊びや活動を通して成長し、学びを深めます。大人は、子どもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めていくことにより、子どもとの愛着関係が形成され、安心できる場所となります。決して、就学に向けての準備期間というわけではありません。

その中で、いろいろなことにチャレンジしようとする、困ったら大人に助けを求め、受け止められ、またチャレンジができる。この繰り返しにより、子どもは、遊びや生活の中で、生きる力を育んでいきます。子どもに関わる全ての人々が、これらを理解し接することにより、子ども自身に豊かな心が育まれ、自己肯定感が生まれていきます。この経験を重ねることによって、子どものウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること)につながります。



私が私であることを見つけ出すのを待ってほしい(子どもの権利)

- ・勝手に決めつけないでほしい
- ・私の名前を丁寧に呼んでほしい。

私を見守り、成長を助けてほしい(命と成長発達の権利)

- ・私に必要なことについて、おとなたちは一緒に話し合ってください。
- ・わたしが何に興味があるか知ってる？

やりたいこと、やりたくないことは自分で考える。(最善の利益)

- ・今日は〇〇をして遊ぶんだ。
- ・お散歩の場所はみんなで決める。
- ・廃材で作った作品は僕の大作だ。取っておくか、片付けるか自分で決めたいよ

私のことを見て、気持ちを聞いてくれると安心する。(意見表明)

- ・いまの楽しい気持ちを聞いて、待ってくれる。

いろいろな私を大切にしてくれる。(差別の禁止)

- ・ボクはスカートを履いて魔女役をやりたいんだ。
- ・ずっと見てるだけで楽しいんだ。
- ・わたしには食べられないものがあるんだ。

Ⅲ 生活と遊び(学び)を支える保育施設(仮)

保育における「養護」とは子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者等が行う援助や関わりであり「教育」とは、子どもがすこやかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。保育施設は子どもたちの心やからだの成長を支えていける暮らしの場であり、遊び(学び)を保障できる「養護と教育が一体」となった循環型社会の場でなければならない。

1 保育環境

子どもが集団で長い時間を過ごす保育施設は、安全かつ清潔で心地よい環境を整えることが大切です。集団で生活していても個々の生活リズムは同じとは限らず、食べたり、眠ったり、排泄したりするタイミングやペースは様々であることから、それらを柔軟に受け止められる生活環境が求められます。遊びに関しても一人ひとり興味や関心は異なることから、発達や個性に合わせた玩具や絵本などが必要です。また子どもが自ら物的環境に関わろうとする時、そのための時間が必要です。じっくりと対話するように物に触れることも豊かな遊びの一つです。一方で子ども達は身体を動かして遊ぶことも好みます。園庭や近隣の公園などで戸外活動をするこもしばしばですが、暑さ寒さの厳しい季節や雨天時などには室内で運動ができる運動環境も用意しましょう。

これらの空間的環境や物的環境を構成するのが保育者の役割です。子どもの発達と個性に合わせて豊かな遊びが展開されるような計画と実践が求められます。また保育者にももう一つ重要な役割があります。それは人的環境として子どもを見守り、必要に応じて言葉やスキンシップで気持ちを満たし、安心感の要となることです。遊びの中で何かに挑戦したり、友だちと一緒に遊んだりする中で、時に子どもは失敗を経験します。そんな時こそ応答的に関われる周りの人が助けになります。また疲れやゆっくりしたい気分の時にくつろげる空間も長い一日の生活には欠かせません。子どもの遊びが園内に留まらず、地域や自然の中で展開される際はより広いフィールドが保育環境となることもあります。そして保育施設が持つ最も豊かな環境は友だちという人的環境です。色々な年齢の子ども達と豊かに関わりながら過ごす日々が、子どもに生きる力を培います。

【保育環境のポイント】

- 子どもが安心して言葉や表情、しぐさ、動きなどで自分の思いや要求を表現できるよう、穏やかに関わっています。
- 子どもの興味や好きなことに合わせたおもちゃや絵本を手に届くところに用意し、子どもが自由に遊べる環境づくりを行っています。
- 一日のなかでバランスよく過ごせるよう工夫しています。
 - ・じっくり遊ぶ・身体を動かす・ほっと一息つける
- 四季折々の身近な自然と関わる環境がある。
- 乳児の保育環境について、月齢や発達に応じて安心して落ち着て生活を送るための特別な配慮をしています。

2 保育内容

(1) 遊び(学び)を支える

子どもは遊びを通して、言葉や数、科学や表現する力などを身につけていきます。保育施設での遊びは学びの宝庫であり、くらしは知恵の宝庫です。そこにはその子が感じていることを応答的に見守る大人の存在があり、共感を持って一緒に遊ぶ友だちがいます。また発達にあった玩具や絵本、自然物が適切に用意され、それらの物と対話するようにじっくりと遊ぶ場所と時間が確保されています。

これらの人的、物的環境により乳児期から遊び(学び)が芽生え、就学の時期には協働的な遊び(学び)へと大きく伸びていきます。その過程において遊びの環境は一人ひとりの発達と個性に合ったものである必要があります。

また、友だちと一緒に遊ぶことでコミュニケーション能力を身につけ、自らを表現する力を培います。たくさんのかんかや対話の経験から、共感や傾聴、思いやりの気持ちも生まれます。

ルールに則って遊ぶことが面白くなる頃には、勝ち負けにこだわったり、我を通そうとすることもあります。保育者の受容や助言に支えられて、相手を尊重することや協調することも学びます。さらには同じイメージや目的をもって遊ぶ中で、役割を分担したり、相談して決めたり、励まし合ったり、それぞれが取り組みに参画する姿勢は、自己有用感をもって社会に関わる市民性や社会参画の基礎になります。

このような子どもが楽しく遊べる環境は保育者によって計画され、整えられたものです。自己を発揮して満足するまで遊ぶ経験が、自らを充実させ、自己肯定感を向上させます。生涯をたくましく生き抜く力の基礎は遊びによってもたらされるのです。

【遊びを支えるポイント】

- 発達や地域の特性をとらえて職員全体で年齢別の指導計画をたて、計画に基づいた保育を実践し、定期的な評価・反省を行い、次の計画に反映させています。
- 各保育施設の保育理念や保育目標達成に向けて、保育計画の立案(Plan)、保育の展開(Do)、日々の保育を振り返り評価し(Check)、明日の保育に反映させる(Action)ことを繰り返し保育の実践をしています。
- さまざまな文化や習慣、言語を受け止め、尊重し対応しています。
- 子どもが年齢を超えて関わり合いながらさまざまなことを経験し、交流しながら学びあう機会を設けています。
- 生活や遊びの中で、自分たちで困ったことや実現したいことに気づき自分たちで考えたり工夫したりしています。
- 安心できる職員に見守られながら、自ら興味を持って考えたり試したりすることで、気づく、並べる、比べる等の好奇心、探究心、思考力などが広がっていきます。
- 生理的・心理的欲求を満たしてもらい、心地よく生活しています。
- 安心できる環境の中で自分の意見を伝えたり、さまざまな活動に挑戦したり、友だちの存在を認め一緒に遊ぶことを楽しむことで、自分への満足感や自己肯定感につながります。

(2)食育を支える

世田谷区の保育施設では適切な食生活と食習慣の定着に繋がる食事環境が用意され、楽しく美味しい食事を日々積み重ねています。食べることは生きる力の源であり、自らの食欲や味覚、嗜好を知り、人間性や社会性を養う場でもあります。哺乳や離乳食を含め子どもの食事は空腹を満たすだけでなく、食を通して自然や社会、文化やマナーに触れ、身近な大人や友だちと共感しながら豊かに関わり、食の大切さを学ぶ『食育』にも取り組んでいます。

そのため保育施設では国が定める衛生管理や栄養管理に則り、一人ひとりの発達や個性に合わせた形状や硬さ、味付け、タイミングに配慮しながら、素材の味を活かした献立と調理を行なっています。また食物アレルギーにも安全を第一にきめ細かく個別対応しています。

これらの取り組みにより食べることが好きになり、食への興味や関心を広げ、栽培や収穫により季節や旬を知り、命や自然のめぐりへの感謝の気持ちも育みます。

【食育を支えるポイント】

- 安心して楽しく食べる環境を整えています。
- 食べたい時間や食べたい量を自分で決められるようにしています。
- 食文化やマナーに触れ、食べることの大切さを伝えています。
- 衛生管理マニュアルのもと毎日、安心安全の給食を提供しています。
- アレルギー食は、担当職員間で確認を徹底し提供しています。

(3)健康を支える

乳幼児期は抵抗力が弱く病気に罹りやすい時期ですが、子どもは様々な感染症を乗り越えながら免疫力をつけていきます。さらに身のこなしを体得する成長の過程において、多少の怪我はつきものです。だからこそ子ども一人ひとりの身体状況や生活の環境に気を配るのは大人の責務です。発熱や怪我だけでなく、普段お腹が空く時間に食欲がなかったり、急に眠くなったり、排泄のペースが乱れたりすることは体調不良のサインの一つです。そのためにも普段から生活のリズムを整えることが健康の基盤です。その上で発達に応じた適切な援助により、子ども自身が健康や安全に関心を寄せ、不調を訴えたり危険を回避したりする力を育みます。

こうして大切にケアされ、身体性を尊重されることで、子どもは自分の身体を大切に思うようになります。これがプライベートゾーンを守る意識の基礎であり、相手の健康や身体を気遣うことにも繋がります。世田谷区の保育施設では保護者と連携しながら、一人ひとりにとって心地よい生活環境と関わりを大切にします。

【健康を支えるポイント】

- 保健に関するマニュアルを作成し、計画を立てています。
- 感染症が流行した時には、適切な対応(嘔吐処理等)をし、保護者にも伝えています。
- 年齢に合わせて、体の仕組みや自分の身体を大切にできるように(健康教育)子どもたちに伝えています。

IV 子どもの権利が保障される環境づくり

保育に関わる全職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、かけがえのない子どもの命を守り、健やかな育ちを支援する安全な環境を整備する責務があります。

子どもの行動は、判断力や安全に対する認識が十分ではなく、様々なリスクにつながる危険性を孕んでいます。

全職員は、子ども一人ひとりの状況や発達過程・場所、活動内容に留意し、事故防止に努めなければなりません。

子どもは日々の生活の中で様々な経験を通し、子ども自身が危険を認識できるようになっていきます。職員は、子どもの年齢や発達に応じた安全対策を考慮するとともに危険に対する知識やその理由を丁寧に伝えることで、子ども自身が危険な場所や遊び方を知り、考えて行動できるように援助します。

また、一人ひとりの職員のリスクへの気づきを、職員同士で伝え合い、園全体で共有することで、リスクの発生をさらに抑えることができます。

国が策定した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や区が定める基準を踏まえ、重大事故につながる恐れのある睡眠中、食事の提供、水遊びについてなど、乳幼児の事故防止に必要な知識、技術について習得する必要があります。

自然災害や不審者などの侵入に対しては、備えておくことで不測の事態を減らすことができます。

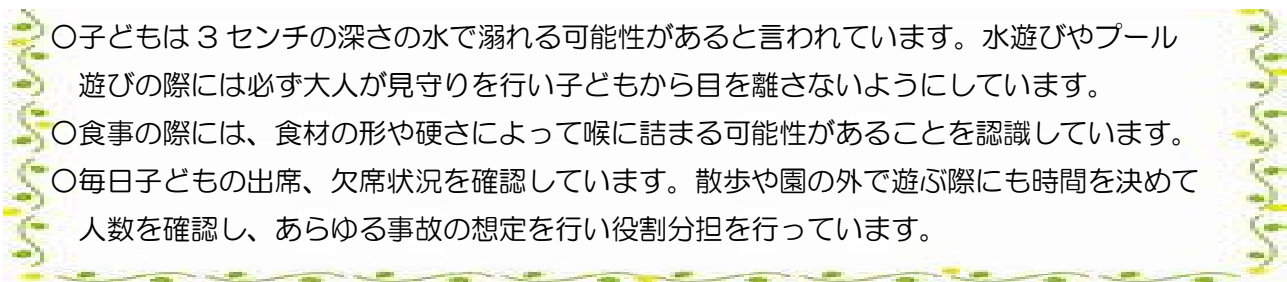
大災害や感染症の集団発生に備え、一定の水や食料、衛生用品などを備蓄しておく必要があります。さらに、速やかに業務の復旧、継続ができるように業務継続計画(BCP)を作成しておかなければなりません。

また、安全な保育環境を実現するための遊具の安全点検や環境整備等を行います。

さらに、緊急下における子どもの心のケアについて、適切なサポートができるようにする必要があります。

【安全管理についてのポイント】

- 災害や事故を想定し計画(BCP)を作り共通理解のもと、子どもたちが安全に生活できるように仕組みを整えています。
- 子どもや保護者の情報を漏らさないこと(インターネットリテラシー)や子どもの写真の扱いなど個人情報厳重に管理しています。
- 子どもは時に予測不可能な行動をすることがあります。年齢や一人ひとりの特徴をつかみ、安全に過ごせるようにしています。
- 子どもが成長していく中で小さなケガが起きることもあります。小さなケガを繰り返しながら身体のバランスが取れるようになり安全に遊べるようになることを支えています。
- 事故が起きた際には事故報告書を作成します。検証を行い、事故の原因や次に起こさないための改善策を考え職員全体で共有します。
- 子どもが眠っている時は事故のリスクが高くなります。SIDS(乳幼児突然死症候群)や窒息を予防する為にも寝ている子どものそばには大人が必ずつき呼吸や顔色などを時間を決めて確認します。
- 園庭の遊具が劣化していないか、室内の棚のネジが緩んでいないか、口に入れて喉に詰まってしまう可能性があるものはないか等、定期的な安全点検を行っています。

- 
- 子どもは3センチの深さの水で溺れる可能性があると言われています。水遊びやプール遊びの際には必ず大人が見守りを行い子どもから目を離さないようにしています。
 - 食事の際には、食材の形や硬さによって喉に詰まる可能性があることを認識しています。
 - 毎日子どもの出席、欠席状況を確認しています。散歩や園の外で遊ぶ際にも時間を決めて人数を確認し、あらゆる事故の想定を行い役割分担を行っています。

V 保育士等の専門性と保育所等のマネジメント

1 保育所職員に求められる専門性

保育の質の確保・向上を実現する基本は、保育施設に勤務する職員一人ひとりの主体性と専門性です。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を保障した保育を行うためには、職員一人ひとりの倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が、専門性の基盤となります。職員は、一人ひとりの子どもの権利を保障し、「生きる主体」として、その存在を尊重しなければなりません。また、深い子ども理解には、専門的な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めることにくわえ、子どもの小さな変化に気づく感度を高める必要もあります。

【子どもの主体性を尊重する保育実践】

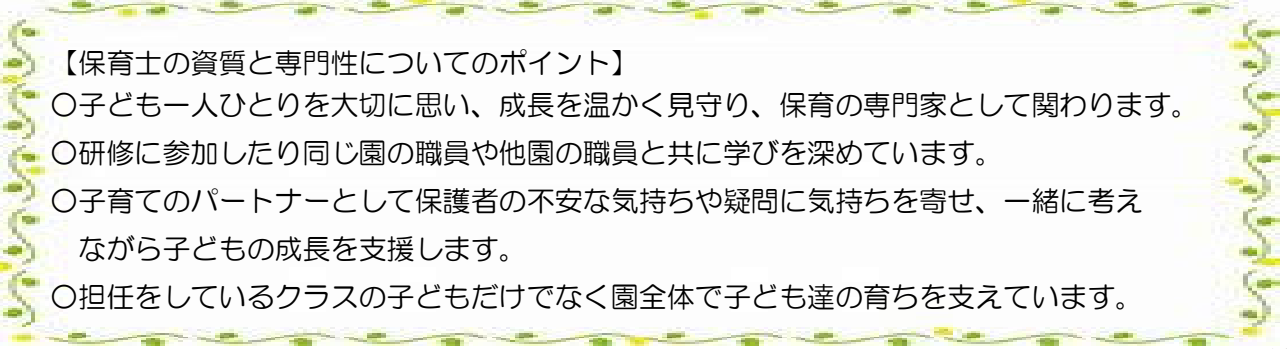
保育者もまた主体性を発揮し、保育に臨まなければなりません。職員は、子どもの生活や遊び、そして生きるモデルとして立ち現れており、重要な人的環境の影響は甚大です。職員が、自分の良さを発揮し、自分らしく、保育を楽しむことは、保育の質を支える条件なのです。保育所は異なる職種(保育士、看護師、栄養士、調理員等)で構成されています。各々の専門性や個性を認めあいチームとして保育を進めていく必要があります。

【保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援】

子育ての伴走者として、保護者の気持ちに寄り添うことで保護者自身が子育てを楽しんでいると感じることができるようになります。信頼関係を構築することで子育ての不安や悩み、困りごとに気づき、支援していきます。

保育施設の職員は、子どもを一人の人間として敬意をもって関わり、自身の自身の主体性を発揮しながら、保育所における生活を子どもと共に楽しむこと、そして、恒常的に専門性を高めるための学びを続ける姿勢をもって欲しいと考えています。

【保育士の資質と専門性についてのポイント】

- 
- 子ども一人ひとりを大切に思い、成長を温かく見守り、保育の専門家として関わります。
 - 研修に参加したり同じ園の職員や他園の職員と共に学びを深めています。
 - 子育てのパートナーとして保護者の不安な気持ちや疑問に気持ちを寄せ、一緒に考えながら子どもの成長を支援します。
 - 担任をしているクラスの子どもだけでなく園全体で子ども達の育ちを支えています。

2 保育所等の運営と組織マネジメント

保育施設は、組織です。組織には、達成すべき目的、すなわち「理念」が掲げられています。この「理念」を実現するために集まってきた職員が、互いの専門性を活かし合い、協働的に活動することで、組織的に保育の質の向上を実現することができます。職員が安心して保育に従事し、よりよい保育を実現するために、組織に貢献しようと思えるためには、運営事業者の経営が健全に行われているとともに、職員の資質や可能性を最大限に活かすための組織マネジメントが不可欠です。

各々の、専門性や知識、強みを活かした役割分担をすることで、職員が相互に尊重し合うチームワークが促進されます。保育所職員の役割や責任はそれぞれ異なりますが、一人ひとりがかけがえのない存在です。

運営事業者は、職員が安心して働けるよう労働条件を整備し、職員のキャリアに応じた適切な処遇を保障する必要があります。適切な広さや設備、子どもや職員の動線を考慮した保育室を確保し、保育施設職員の意見が反映された備品や遊具・玩具等を整えられるよう、保育に必要な経費を十分に確保しなければなりません。「理念」を実現するために、組織の責任者である施設長が十分にリーダーシップを発揮できるよう、法人等のバックアップや権利移譲など、管理職を支える体制づくりも必要です。

3 持続可能な保育の質向上の仕組み

保育の質を持続的に向上させるためには、(1)自己評価による質の向上、(2)職員の人材育成、(3)組織の質の向上が必要です。

(1) 自己評価による質の向上

職員は、子どもの姿を通して、一人ひとりの子どもにとっての経験の意味を振り返り、その改善を考え、次の実践に活かします。振り返りの中では、自分の子どもや保育の捉え方を自覚化し、客観性をもって評価することができます。さらに、同僚とその捉え方を共有することにより、対照化することで、捉え方を修正したり、拡大させることができます。

自己評価は「できた」「できない」という評価ではなく、職員の内面を自己省察し、共有し、そのギャップからの気づきを自己の成長、自園の保育の質の向上に繋げる点に意味があるのです。

(2) 職員の人材育成

園内研修や園外研修を活用し、職員の専門性を高めることで人材育成を図ります。しかし、学んだことを保育実践に活かさない限り、保育の質の向上にはつながりません。個々の学びをチームや園内で共有し、より良いものを共に創造しようとする学び合う風土があつてこそ、研修等での学びは保育の質につながります。

(3) 業務の改善や職場環境の見直し

職員の気づきをチームや園内で共有するためには、率直な思いで語り合う雰囲気や場が用意されなければなりません。職員の人間関係は、必要な情報を的確に適切に伝え合うことができる基盤となります。

また、職員が意欲的に仕事に取り組むためには、業務負担軽減や働き方の見直しも必要です。ICTの導入や、休憩時間の確保、職員がほっとできるスペースの確保など職場環境のあり方を見直していきましょう。

様々な研修に積極的に参加し、保育技術や知識を深める機会を豊富に確保します。また、世田谷区独

自の取り組みである各地域の保育ネットに参加することを通して地域の子育てに関わる関係機関と顔の見える関係を築き、情報交換や連携を円滑にすることで、世田谷区の保育の質の向上につながります。

運営事業者は、時代に即した働き方の見直しや、休憩スペースや休憩時間の確保、ICT の導入による業務負担軽減など、できることから積極的に取り組み、職員が働き続けたいと思える職場づくりや、保育に注力できる環境を整備する必要があります。

【保育所等の運営とマネジメントについてのポイント】

- 施設長・主任は、子どもの生活や遊んでいる様子を見ていながら、何が必要であるのか職員と共に考えアドバイスをを行います。
- 職員一人ひとりの良さや課題、経験年数などに照らし合わせた研修が受けられる環境を整えます。
- 職員一人ひとりが心身共に健康で、元気に働けることは保育の質の向上に欠かせない要素です。その為の環境を整え、整備します。
- 職員が安心して働ける人間関係や環境を作ります。ハラスメントがない職場を目指し、何か問題が発生した時には見過ごさずに解決します。
- 法人や事業者は保育園の子どもや職員が安心して過ごせているか確認します。
- 施設で困ったことがあった時には区や法人、事業所が相談に乗り解決を目指します。

4 施設長・主任等の管理職の役割とリーダーシップ

施設長や主任等は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守することはもちろん、保育所を取り巻く社会情勢等の変化を的確に把握し、管理職としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保に努める必要があります。

施設長は、施設の運営方針を決定する最高権限者です。施設の運命を決定する重要な役割を担っています。主任は、副主任等のミドルリーダーから提供される情報をもとに、施設長と共に、施設の方針を検討する役割です。施設長と主任の方針は、管理職の方針として、一貫したものとして現場に発信されなければなりません。まずは施設長と主任がタッグを組み、管理職の体制を安定させることで、組織全体に安心感が広がります。

職員は、個性をもっています。単に、経験や年齢といった眼に見える基準で判断するのではなく、その個性や長所を発揮できる役割や業務を割り当てる役割も担っています。組織は、一人で達成できない目的を達成するところに意味があるのです。互いの「よさ」を発揮しあい、難しさは補填し合いながら、園全体の保育の質を高めていくことが求められているのです。

一人ひとりの職員の良さを見出し、職員同士が認め合い、助け合える関係性を構築するために、管理職は組織マネジメントについての理解を深める必要があります。

管理職がリーダーシップを発揮するためには、職員と信頼関係を築くことが必須です。日頃から職員に関心を寄せ、互いに園を構成する一員であることへの感謝と敬意をもち、一人ひとりの職員の意見を尊重するコミュニケーションを心がけましょう。

また、施設長は、自園では解決が難しい場合には、他園との交流を図り、施設長同士の連携や自治体に助

言を求めるなど、外部との繋がりを作る役割でもあります。

運営事業者は、管理職がその責務を全うできるよう、適切にサポートやバックアップを行うスーパーバイザーとしての役割を果たすことが不可欠です。

【管理職の役割とリーダーシップについてのポイント】

- 職員の声に耳を傾け、アイデアや意見をまとめ組織の運営に活かしています。
- 職員が充実した日々が送れるように一人ひとりの得意なことを活かせる職場を作ります。
- 世田谷区では地域ごとに施設が集まり（地域保育ネット等）、情報交換や学びの場を作っています。
- 人材育成において OJT の仕組みを整え、安心して職務に向かえるようにしていきます。

Ⅵ 地域における子育て（仮）

世田谷区では、すべての子育て家庭が妊娠期から孤立することなく、地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して暮らせるよう子育て支援の充実を図っています。保護者支援・子育て支援では、「子どもの最善の利益を保障し、子どもの福祉を重視すること」の視点をもって子どもとその家庭のウェルビーイングを支えていく必要があります。

1 保育施設の子育て支援のありかた

子育ては、子どもの数だけ個性があり、一様にはいかないものです。子ども一人ひとりがもつ成長・発達の可能性を支えるためには、家庭と保育施設の生活の連続性が大事であり、相互理解が不可欠になります。そのために保育者は、子どもの成長を喜ぶこと、子どもの育ちを支える視点をもって、子どもの育ちの姿とその意味を細やかに伝えること、各家庭がおかれている状況やその思いを受け止め、悩みがあれば一緒に考えること、必要に応じてより専門的な機関につないでいくこと等に取り組むことが求められます。

2 子育て支援施設と事業

世田谷区内には、保育施設の他に、児童館やおでかけひろば、一時預かりなど多様な子育て支援の場があります。これらの施設や事業では、日々の暮らしの身近なところで子どもや子育てのことを気軽に話ができたり、ほっと一息できたりする場として、子育て家庭を支えます。日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいないなかで子育てをしている人も少なくないため、子育て家庭のニーズに合わせて、子育てに必要な知識や具体的な育児方法の**見本**（おむつ交換や抱っこの仕方、子どもとの関わり等）を**提供**や、一緒に考えていくことで、子育てに自信と意欲が持てるよう支えることも必要です。それと同時に「支援者から教えてもらう」のではなく、同じ立場の親保護者たちとの交流のなかで伝わったり、他の親子を観察したりしながら自ら「獲得」していくことも大事な視点のひとつです。支援者は、指導助言の前に、それを誰から伝えてもらうか、どんなシーンをつくりだすか、共同養育の場づくりに注力します。不安や悩みをすぐ解消することだけでなく、なかなか思うようにいかない気持ちをの共有や、お互い共感しあって手助けしあえる関係をつくっていくことにつながっていきます。さらに、地域の社会資源や適切な支援につなぐ役割である「地域子育て支援コーディネーター」とも連携しながら、すべての子育て家庭が身近なところで、地域の人や支援につながるための仕組みづくりに努めます。

地域の子育て支援においては、保護者から支援の担い手になるという「支援の循環」をつくり出し、地域内で支援がつながり継続できる仕組みが構築しています。

3 地域の子育て力を高める

子どもの育ちは、家庭や保育施設の中だけで完結するものではありません。人との関わりを通して社会性が育まれるとともに、地域社会が子どもにとって安心して生活できる居場所になることにつながります。地域の子どもやその家庭を共に支え、子どもが地域社会で生き生きと活躍できるコミュニティの醸造を図ります。子どもが今を幸せに生き、未来をつくり出す力の基礎を培うことができるよう、誰もが世代を超えて理解し合い、多くの地域の人たちと「つながり」の中で、地域社会全体で子どもが育つ環境を支えていきます。

保育園でお店屋さんごっこが盛り上がり、保護者を招いた取り組みをしたところ、子どもたちからもっと色々な人を招きたいとの声があがった。職員が思案していると、町内会役員をしている保護者から地域のお祭りへの出展の誘いがあった。

子どもたちの出展によって地域の色々な人との交流が生まれるとともに、地域の人たちに保育園や子どもたちのことを知ってもらう機会になり、地域の繋がりが生まれるきっかけとなった。

【地域における子育て支援のポイント】

園内の保護者支援

- 子どもの成長と一緒に喜び合えるように信頼関係を築き、楽しみながら子育てできるような関わりを心がけます。
- 懇談会やおたよりを活用し、教育・保育の方針や計画・子どもの様子を保護者との相互理解を図っています。
- 保護者同士が協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力したりするなど、保護者間の支え合いを支援しています。

小学校との連携

- 子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携を図っています。

園の地域支援

- 施設や園庭の開放・子育てに関する情報共有をしながら、子育てをしやすいまちづくりの一端を担っています。
- 園は地域との交流を深め、育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣など、子育て支援事業に積極的に取り組んでいます。
- 人種や国籍、性、言語、宗教、障がい等に関わらず、あらゆる『地域のおとな』が子どもの成長や、子どもを支え、保護者・養育者が共育ちできるよう、支援や橋渡しを行っています。

VII 乳幼児期の多様な施設・事業者同士の連携（仮）

現在、世田谷区内の保育施設には、区立、社会福祉法人、学校法人、株式会社などの運営主体があり、認可保育園、認証保育所、認可外保育所、企業主導型事業、特定地域型保育事業といった様々な形態の保育施設が、それぞれの特徴を生かした保育をおこなっています。

区内には、区独自の取組みとして、区内 5 地域で、保育施設を含めた様々な施設が支えあい、保育の質の向上に取り組むことが重要であるという共通認識のもと、自発的、自主的保育ネット（子育て支援関係者のネットワーク）の活動が行われています。この保育ネット以外にも、隣組といった近隣の保育園同士のつながりを中心とした相談体制の仕組みや、各地域独自のネットワーク活動が区内に広がっています。こうした保育ネットや地域のネットワークを通して、それぞれが顔の見える関係性の構築を図り、つながり、連携し、様々な情報共有をしながら、世田谷区全体の保育の質の向上に努めることが求められています。

- 保育ネット等地域のつながりの場に参加し、子どもの育ちについて相談し、保育の質の向上を図ることを大切にしています。
- お互いの施設を見学し合うなど、他園が実践している保育内容等を学び、その取り組みを自園に活かしています。
- 園の資源（プールや紙芝居の貸し出しなど）を他施設に提供するなど、地域全体での、子育て支援に取り組んでいる。

Ⅷ 自治体の役割(仮)

1 保育の質の向上のために求められること

世田谷区は、平成16年に園外活動中の区立保育園の園児が死亡するという、あってはならない事故を経験しました。このような事故を二度と起こさないことを誓うとともに、急増する保育需要に対応するため急ピッチで保育施設の整備に取り組む必要もあり、保育の質の向上と待機児童対策を両立させるという困難な課題に向き合ってきました。

区では、平成21年に「保育の質向上委員会」を設置し、さまざまな保育関係者が保育の質についての議論を重ねた結果、保育の質は、次の3つの要素から構成されると定義しました。

【人 材】…保育に関わる資格、専門性、技術・知識、人間性等に関すること

【保育環境】…職員配置、施設整備、安全確保、基盤整備等に関すること

【保育内容】…保育目標、保育計画、健康・安全、保護者支援等に関すること

保育施設職員や運営事業者、保護者、行政、地域等は、これら3つの要素について理解し、保育の質を支えていくことが必要となります。そこで、全ての関係者が保育の質を語る上での“共通言語”になるものとして、区が果たすべき責任と役割はもとより、事業者・保育施設職員・保護者・地域に求められることを明確にし、これを共有し、保育の質を確認し合うことを目的に、平成27年に「保育の質ガイドライン」を策定しました。

また、保育施設の新規整備にあたっては、待機児童対策としての量的拡大だけでなく、保育の質を確保するため、提案事業者が運営する保育施設の保育内容等を審査し、「世田谷区保育理念」や「世田谷区保育方針」、そして「保育の質ガイドライン」への共感・理解を深め、保育の質の維持・向上に期待できると判断した事業者に対して、整備・運営事業者としての決定を行っています。事業者として決定した後は、開設前から管理者層への研修を実施するなど、開園当初から円滑な運営が出来るよう支援してきました。

このように、世田谷区は、保育施設の新規整備から開設後まで一貫して、「保育の質ガイドライン」の視点に基づき、保育の質向上のための支援を行っています。そして、全ての保育施設が「子どもの権利を中心とした保育」を実践し、「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をめざし、事業者・保育施設職員・保護者・地域とともに、不断の努力で保育の質の維持・向上に取り組んでいきます。

2 保育の質を確保・向上していくための区の取り組み

現在、区内には多様な形態の保育施設があり、それぞれの特性・特色を生かした保育を提供しています。多くの子どもたちが保育を受け、多くの家庭が安心して子育てできる環境を確保するために、全ての保育施設でよりよい保育が展開されるよう、様々な支援を行っています。

①保育サポート訪問(巡回指導相談)、園定例訪問

専門職(保育士・看護師・栄養士)が区内全保育施設をくまなく訪問し、保育内容や衛生管理、子どもの様子や健康状態などを保育施設と共に確認する「保育サポート訪問」を実施し、保育内容の充実のための相談支援を行っています。

また、専門職のみならず、事務職員を中心とした保育課の職員が園を訪問する「定例訪問」を実施し、保育施設と行政の双方から様々な相談や情報共有が気軽にできる、顔の見える関係性の構築を図って

います。

②研修の企画・運用・管理

子どもの命を守るために必要な基本的知識、子どもの権利や人権、当事者主体の支援など専門職として気づきの感度を上げるための研修をはじめ、学識経験者等からの保育情報解説や保育実践、組織マネジメントなどキャリアステージに応じた各分野の研修を企画し、実施しています。

研修ではグループワークを多く取り入れ、保育施設職員間で情報を交換し、様々な保育の形態や考え方を学ぶことができるよう工夫しているほか、各施設が参加しやすいようオンライン、アーカイブ配信による研修も実施しています。

さらに、認可外保育施設の職員が研修に参加する場合に、その職員の代替として勤務する職員の確保にかかる経費や受講費用を補助することで、認可外保育施設の研修機会の確保を図っています。

③保育ネットの取組み支援

区内5地域で、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に取り組むことが重要であるという共通認識のもと、自発的・自主的に保育ネット(保育関係者のネットワーク)の活動が行われています。

この保育ネットで情報と専門性を共有し、地域の保育施設や関係機関が支えあうことで、保育運営や保育の質の向上への取組みがより一層高まると考え、保育ネットの活動を側面から支援しています。さらに、地域を超えた交流も促進し、互いに支えあえる関係の構築を図っていきます。

④情報共有・外部評価

定期的に園長会や事務連絡会等を開催し、区の事業等の進捗状況の説明や保育施設間の情報共有の場を設定しています。また、第三者評価等の定期的な受審や他者及び自己評価等を促進し、全ての保育施設が区全体の保育の質の向上に協力して取り組んでいけるよう支援しています。

⑤保育人材確保に向けた支援

保育人材の確保や定着支援を図るため、保育人材情報ポータルサイトの運営、就職相談会の実施、保育士養成校との関係づくりなどを、人材確保に関するノウハウ等を有する事業者への委託により実施しているほか、ハローワーク等と連携した就職相談会を実施しています。

また、国や都の補助制度を活用した住宅確保支援や、区独自の処遇改善により、保育施設職員が働きやすい環境を整備し、人材確保及び離職防止を支援しています。

⑥民間保育園連盟との連携

私立保育園の園長組織である世田谷区民間保育園連盟と連携を密にし、毎月の園長会で情報提供や保育運営支援専門員による助言を行っているほか、就職フェアなどの連盟の事業に対する支援を行っています。

また、区と公私立保育施設の代表とが率直な意見交換を行う「保育施設の質向上にかかる検討会」を定期的に開催することで、現場の声を今後の施策に反映するとともに、保育の質向上に向けた取組みを共に検討しています。

⑦子どもの権利意識啓発プロジェクト(まるっとプロジェクト)

保育の質ガイドラインに基づき、子どもを取り巻くすべての大人が子どもの権利や子どもの育ちについて振り返る機会を作り、子どもをまんなかにした子育ての実現に向けて取り組んでいます。子どもに一番身近な存在である大人に対して、乳幼児期の子どもの権利に関する広報や普及啓発を行っています。

⑧保育相談事業、新任園長研修

私立保育園の施設長経験者で知識及び経験が豊富な保育運営支援専門員(非常勤職員)を保育課に複数名配置し、区内の私立保育園の施設長に対する支援を行っています。

「保育がうまくいかない」「園の中がまとまらない」「保育内容のステップアップを図りたい等」の具体的な施設長の悩みに対する相談支援事業のほか、新任の施設長を対象とした研修を実施し、施設長のスキルアップを図り、円滑で安定的な園運営を支援しています。

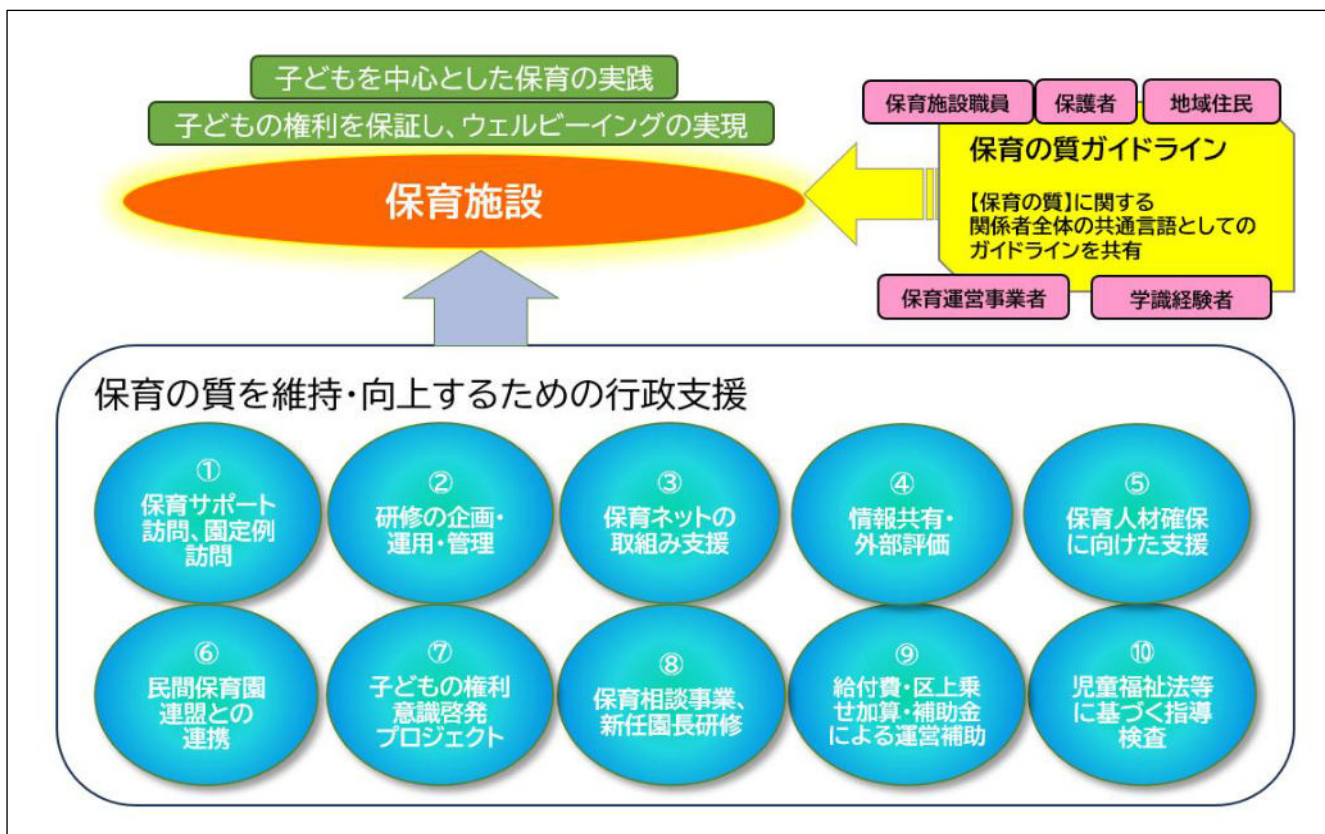
⑨給付費・区上乗せ加算・補助金による運営補助

現在運営している認可保育園において、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に区独自の項目を上乗せし、区の基準に基づく保育士・調理員・保健師(看護師)の上乗せ配置など、保育環境を整備している事業者には運営費の上乗せ加算をしています。

⑩児童福祉法等に基づく指導検査

保育施設の運営が児童福祉法等に定められた基準に沿って行われているかを確認するため、施設に対する指導検査(立入調査)を実施し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、施設の適正な運営や利用環境の向上を図っています。

指導検査の実施結果をホームページ等で公表し、保育の質の向上を図るとともに、区民が施設を選択するための一助にもなるよう情報提供を行っています。



Ⅱ 子どもの権利とウェルビーイングの保障(仮)

☐ 私が私であることを見つけ出すのを待ってほしい(子どもの権利) ・勝手に決めつけないでほしい ・私の名前を丁寧に呼んでほしい。
☐ 私を見守り、成長を助けてほしい(命と成長発達の権利) ・私に必要なことについて、おとなたちは一緒に話し合っていてほしい。 ・わたしが何に興味があるか知ってる？
☐ やりたいこと、やりたくないことは自分で考える。(最善の利益) ・今日は〇〇をして遊ぶんだ。 ・お散歩の場所はみんなで決める。 ・廃材で作った作品は僕の大作だ。取っておくか、片付けるか自分で決めたいよ。
☐ 私のことを見て、気持ちを聞いてくれると安心する。(意見表明) ・いまの楽しい気持ちを聞いて、待ってくれる。
☐ いろいろな私を大切にしてくれる。(差別の禁止) ・ボクはスカートを履いて魔女役をやりたいんだ。 ・ずっと見てるだけで楽しいんだ。 ・わたしには食べられないものがあるんだ。

Ⅲ 生活と遊び(学び)を支える保育施設(仮)

1 保育環境

☐ 一人ひとりの子どもの表情や動きなどの言葉にならない表出を丁寧に受け止め子どもが思いを表せるように援助している。
☐ 穏やかに関わり必要に応じて温かく受容的に援助している。
☐ 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が、いつでも手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に選び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。
☐ 友達と好きなことをして落ち着いて遊べる場所やひとりでじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。
☐ 一人ひとりの子どもがやりたいことをじっくり遊びこむことができる時間と空間への配慮、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士のかかわり遊びが豊かに行われるように工夫されている。
☐ 外気に触れ、自然を感じ、興味を持って自ら移動、探索する楽しさを存分に味わい、体を動かす技能を発達させるための運動を行うことができ、かつ、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭等が確保されている。
☐ 生活の中で四季折々の身近な自然と関わりながら過ごすことができる環境構成がされている。
☐ 施設内の清掃が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。
☐ 乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための特別な配慮がなされている。

☐ 施設内外にかかわらず、死角をつくらないように配慮している。
☐ 国や地域によってさまざまな文化があることに子どもが気づき、興味関心が広がるよう環境の工夫をしている。

2 保育内容

(1)遊び(学び)支える

☐ 子どもの発達や地域の特性をとらえて職員全体で年齢別の指導計画をたて、計画に基づいた保育を実践し、定期的な評価・反省を行い、次の計画に反映させている。
☐ 0・1・2歳の個人別指導計画は、生命の保持及び情緒の安定を考慮し、個々の子どもの生育歴や心身の発達を踏まえて作成されている。
☐ 各保育施設の保育理念や保育目標達成に向けて、保育計画の立案(Plan)、保育の展開(Do)、日々の保育を振り返り評価し(Check)、明日の保育に反映させる(Action)ことを繰り返し保育の実践をしている。
☐ 配慮を要する子どもの支援について、保育施設全体で認識し、必要に応じて個別指導計画を立案し実践する。さらに家庭や専門機関と連携し適切に対応している。
☐ 外国にルーツを持つ子どもへの支援について、国によってさまざまな文化や習慣、言語を受け止め丁寧な対応を意識していく。
☐ 子どもが年齢を超えて関わり合いながらさまざまなことを経験し、交流しながら学びあう機会を設けている。
☐ 保育施設は「子どもの今とこれからにとって最も良いことを考慮し」保育目標を作成する。職員は児童福祉の理念に基づき、組織が目指す中長期的な目標を理解している。
☐ 職員は、保育目標を基本として、子どもの思いや関心に沿って、柔軟に保育計画を立案する。子どもの成長や興味関心に合わせて、計画を変更することもある。
☐ 子どもたちは、生活や遊びの中で、自分たちで困ったことや実現したいことに気づき自分たちで考えたり工夫したりする。
☐ 安心できる職員に見守られながら、自ら興味を持って考えたり試したりすることで、気づく、並べる、比べる等の好奇心、探究心、思考力などが広がっていく。
☐ 子どもが季節感や文化などを体感し、保育施設での生活や遊びを工夫してもらい楽しんでいる。日々の積み重ねにより、興味が次への期待につながる。
☐ 安心できる職員に見守られながら、生理的・心理的欲求を満たしてもらい、心地よく生活している。
☐ 安心できる環境の中で自分の意見を伝えたり、さまざまな活動に挑戦したり、友だちの存在を認め一緒に遊ぶことを楽しむことで、自分への満足感や自己肯定感につながる。

※ただしPDCAサイクルが必ずしもPlanから始まるのではなく、偶発的に発生した遊びの展開(Do)からはじまるDPCAや振り返り(Check)から始まるCPDCAもあり、あくまでも子どもの姿を捉えて保育を展開していくことが望ましいです。

(2)食を支える

☐ 安心して食事ができる環境を整え、食への関心を広げていく。
☐ 食事の時間や食事量の選択など、自分のペースを大切にしつつ、保育者や友だちと一緒に楽しく食事ができる。(子どもの気持ちに寄り添いながら、急がせたり、待たせたりをなるべく配慮する)
☐ 食育計画が作成され、保育者や調理職員等で定期的な給食会議などの情報交換を行い、連携を取りながら食に関する取り組みをしている。
☐ 低年齢児から発達や子どもの視点に合わせた計画を作成し、計画に基づいた食育活動(栽培・クッキング保育・食文化への関心等)を行っている。
☐ 食べることや食材に触れることで、自分の身体や力になることを知り、食べ物への興味や関心を育む。
☐ 食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの整った給食を提供している。
☐ 衛生管理マニュアルや給食業務マニュアルを作成し、衛生点検表による毎日の点検、清潔な専用のエプロン・三角巾・履物の着用、厨房内や調理器具の取り扱い等、衛生管理が徹底している。
☐ 個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせ、年齢(咀嚼力等)に応じた柔らかさや味付けなど細かい配慮をした提供を行っている。
☐ 温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨にかなった適切な温度で給食が提供されている。
☐ アレルギー食の対応等については、食材や、献立の確認、調理段階の確認、誤食した場合の対応方法など、医師の診断書に基づき、保護者との定期的な話し合いを行い確認している。

(3)健康を支える

☐ 保健(日常の衛生管理・感染症対策・与薬等)に関するマニュアルを作成し、職員全員が共有して適切に実践している。
☐ 職員の細菌検査を定期的の実施し、結果を保管している。また、職員の定期健診を積極的に周知し、受診状況を把握している。
☐ 子どもの入園の際には、母子健康手帳等を参考に予防接種歴や感染症の罹患歴の情報を把握する。入園後の新たな予防接種歴や感染症の罹患歴についても、情報の把握と記録を継続して実施している。
☐ 定期的な健康診断・歯科健診・身体測定が行われ、結果を職員や保護者に共有し保育に反映している。
☐ 発達段階に合わせて健康教育を行い、身体の仕組みや働き、生命の大切さを伝えることで子どもが自分や友だちの身体を大切に、不調があるときは訴えられるようになる。
☐ 職員が乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する正しい知識をもち、常に子どもの様子を観察し睡眠チェック表の記録をしている。(特に乳児は、子どもの顔の向きの記載、うつぶせ寝を仰向けにした記載を含む)
☐ 感染症の予防と発生時のマニュアル等を作成し職員に周知するとともに、定期的に勉強会や研修を開催し、拡大防止に努めている。感染症が流行したときには、タブレット配信や施設内掲示等で保護者に伝達している。
☐ 一人ひとりの子どもの健康状態や発育及びを理解している。

IV 子どもの権利が保障される環境づくり

【安全管理】

☐ 事故や災害に適切に対応する様々な計画(BCP)やマニュアルが作成され、全職員に周知されている。
☐ 個人情報の保護やネットリテラシーについて、全職員で共通認識し、適切な管理が行われている。
☐ その日の子どもの様子や活動に合わせて、危険を予測し、職員同士がコミュニケーションをとり安全に保育が実践されている。事故が起きた時には、速やかに事故報告やヒヤリハット報告を作成し、事故の要因を分析、共有し、再発防止に努めている。
☐ 睡眠中は、常に子どもの状態を確認できるよう、職員体制を整え、睡眠チェックを行いながらSIDS防止に努めている。
☐ 施設内外の遊具の安全点検や保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。
☐ 水遊び・プールあそびに監視役に徹する職員を配している。また、水がためてあるプールやタライ、沐浴層のそばに子どもがいる時には目を離さないようにし、転倒転落防止に十分配慮している。
☐ 普段食べている食材が誤嚥等による窒息につながる可能性があることを認識して食事の介助及び観察をしている。
☐ 口に入れると咽頭部や気管がつまる等、窒息の可能性がある大きさ、形状の玩具や物については不用意に保育環境下に置かれていない。
☐ 登園人数も含め、定期的に人数確認を行い、職員間で共有している。
☐ 園外保育については、経路や目的地の危険個所について職員間で共有すると共に園外活動時の職員体制を整えている。

【保育士の資質と専門性】

☐ 保育施設職員としての倫理観・人間性・責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。
☐ 自己評価に基づく課題等を踏まえて、職員会議、研修、他園との交流等を通して、質の向上に努めている。
☐ 保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び子どもの発達を支援している。
☐ 職員間のコミュニケーションを円滑にし共通理解と協働性を高めようと行動している。

【保育所等の運営とマネジメント】

☐ 施設長・主任は、施設の課題を自覚し、保育者等と適宜課題を共有しながら指導や助言を行うなど、役割を果たしている。
☐ 職員会議、研修、他園との交流等を通して、職員一人一人の課題・資質や各職員のキャリアパス等を見据えて研修計画を作成している。
☐ 保育に対する理念や方針を明確にし、常に熱意と積極性を持ちながら、施設をよりくしようと努力している。

☐ 職員の雇用条件、就業規則等が明確である。
☐ 職員が安心して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)が整備されている。
☐ 職場におけるハラスメントについて全職員が正しく理解し、職場でのハラスメント防止と、解決に向けて取り組んでいる。
☐ 法人(事業所)は、円滑な施設運営のために、職員のサポート、危機管理、人材確保、新しい課題への対応等、施設を支え適切な管理を行っている。

【管理職の役割とリーダーシップ】

☐ 倫理観、人間性、保育施設職員としての責任感を持ち、自覚をもって保育に従事している。
☐ 管理職は施設を運営していくにあたり、職員の思いや意見を認め、保育運営に活かす。
☐ 一人ひとりの資質・能力を発揮することで、職員が心身ともに充実した日々を送れるようにしている。
☐ 研修やOJTなどの機会や保育ネットに参加し情報交換することができるよう計画的に時間を確保し、体制を整えている。

V 地域における子育て(仮)

☐ 保育方針や日々の保育の意図、子どもの様子、職員の状況などを保護者懇談会や施設だよりを活用し、保護者や地域との相互理解を図っている。	園内の保護者支援
☐ 保護者の話を傾聴し誠実に答える姿勢を持ち、保護者と職員相互で子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や園運営に活かす工夫がある。	園内の保護者支援
☐ 保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力したりするなど、保護者間の支え合いを支援している。	園内の保護者支援
☐ 保育の質ガイドラインを十分に理解し、子育て家庭や地域の人々にも普及啓発し、子どもの権利を具体化する保育と一緒に考える取組みを行っている。	子どもの権利の普及
☐ 子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携を図っている。	小学校との連携
☐ 施設や園庭の開放、子育てに関する情報共有、必要に応じて連携しながら、地域の子育て家庭の子どもとその保護者が子育てをしやすいまちづくりの一端を担っている。	園の地域支援
☐ 地域における子育て支援の拠点となるために、地域の行事に参加し交流を深め、子育てに関わる機会を持つ工夫や子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。(地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣など)	園の地域支援
☐ 区や地域で行われているひとり親支援、障がい児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。	園やその他支援事業者の保護者支援(他機関との連携)
☐ 人種や国籍、性、言語、宗教、障がい等に関わらず、あらゆる『地域のおとな』が子どもの成長や家庭を支え、保護者・養育者が共育ちできるよう、支援や橋渡しを行っている。	

VI. 乳幼児期の多様な施設・事業者同士の連携(仮)

- | |
|--|
| ☐ 保育ネット等地域の情報交換や互いの課題などを相談し合えるような、公私や施設を超えた事業者同士のつながりの場に参加し、子どもの育ちについて共有し、保育の質の向上を図ることを大切にしている。 |
| ☐ 他園が実践している保育内容等を学び、その取り組みを自園に活かしている。 |
| ☐ 園の資源(園庭・プールや紙芝居の貸し出しなど)を他施設に提供するなど、地域全体での子育て支援に取り組んでいる。 |

職員へのアンケート 回答者数737名

別紙3

問1. あなたについて教えてください。

職種	人数	%
1. 幼稚園教諭(常勤職員)	38	5.2%
2. 幼稚園(介助員・補助員等)	29	3.9%
3. 保育教諭(常勤職員)	59	8.0%
4. 保育教諭(介助員・補助員等)	4	0.5%
5. 保育士(常勤職員)	420	57.0%
6. 保育士(非常勤・保育補助等)	99	13.4%
7. 看護師(常勤職員)	24	3.3%
8. 看護師(非常勤・パート等)	4	0.5%
9. 栄養士(常勤職員)	16	2.2%
11. 調理師(常勤職員)	17	2.3%
12. 調理師(非常勤・パート等)	2	0.3%
13. 用務職(常勤職員)	1	0.1%
14. 用務職(非常勤・パート等)	5	0.7%
15. 事務職	12	1.6%
16. その他	7	0.9%
総計	737	100.0%

問2. 勤務先の種別を教えてください。

施設種別	人数	%
1. 私立幼稚園	44	6.0%
2. 区立幼稚園	63	8.5%
3. 認定こども園	40	5.4%
4. 私立保育園	210	28.5%
5. 区立保育園	328	44.5%
6. 認証保育所	25	3.4%
7. 保育室・保育ママ	2	0.3%
8. 認可外保育施設	17	2.3%
9. わからない	2	0.3%
10. その他	6	0.8%
総計	737	100.0%

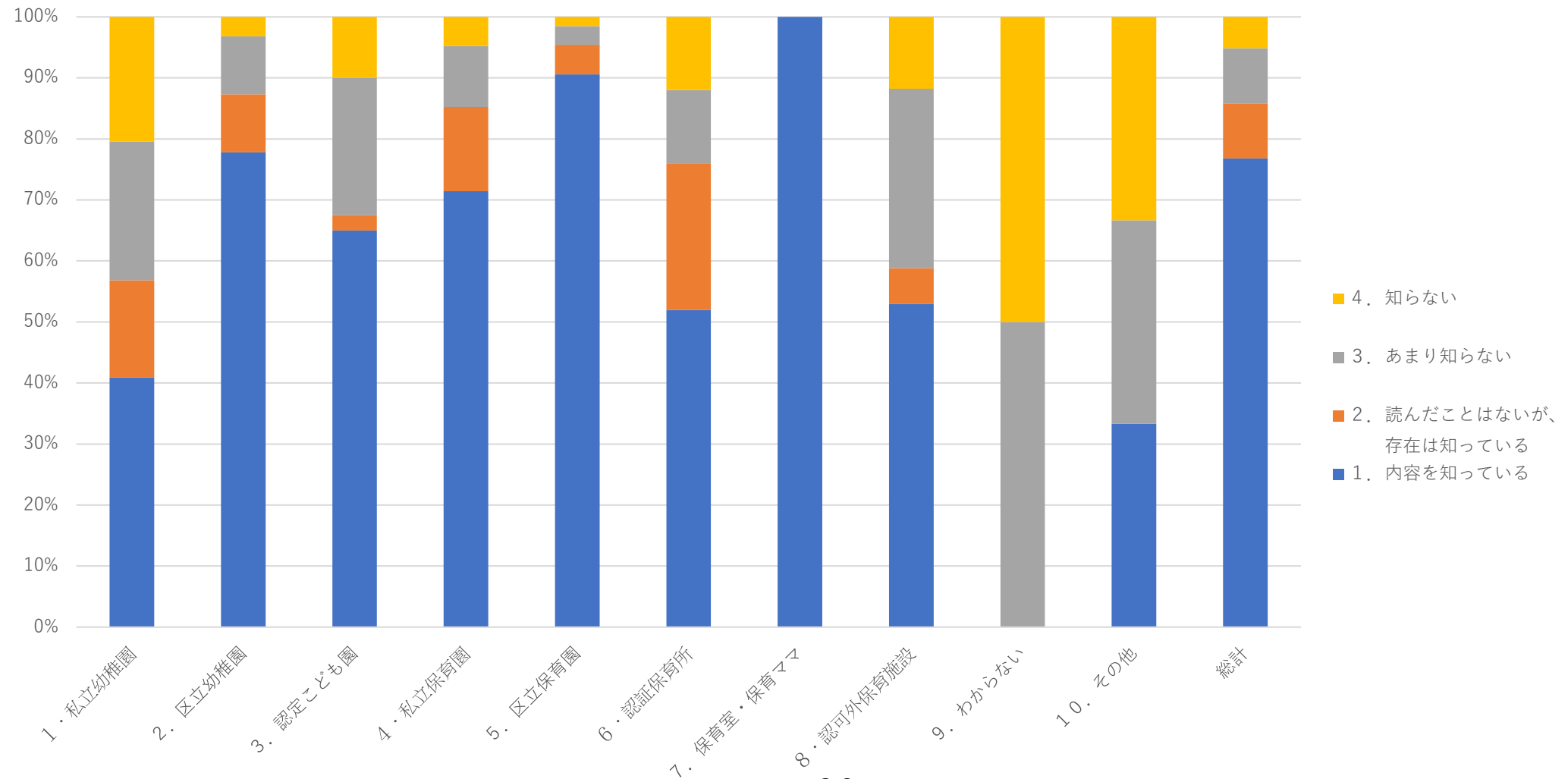
職員へのアンケート 回答者数737名

問3. ガイドラインを知っていますか。

施設種別	1. 内容を知っている	2. 読んだことはないが、 存在は知っている	3. あまり知らない	4. 知らない	総計
1. 私立幼稚園	18	7	10	9	44
2. 区立幼稚園	49	6	6	2	63
3. 認定こども園	26	1	9	4	40
4. 私立保育園	150	29	21	10	210
5. 区立保育園	297	16	10	5	328
6. 認証保育所	13	6	3	3	25
7. 保育室・保育ママ	2				2
8. 認可外保育施設	9	1	5	2	17
9. わからない			1	1	2
10. その他	2		2	2	6
総計	566	66	67	38	737

職員へのアンケート 回答者数737名

問3. ガイドラインを知っていますか。



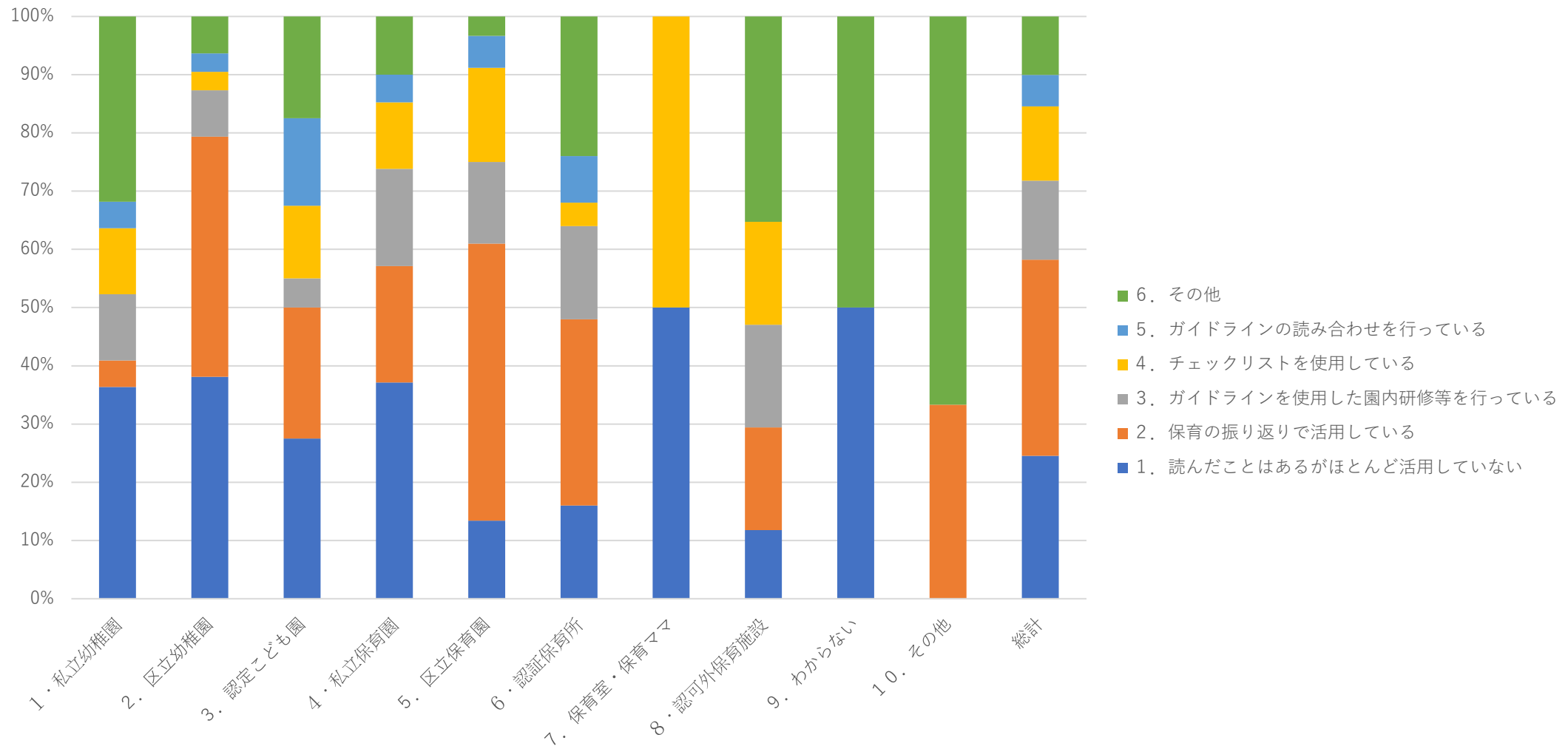
職員へのアンケート 回答者数737名

問4. ガイドラインをどのくらい活用していますか。

施設種別	1. 読んだことはあるがほとんど活用していない	2. 保育の振り返りで活用している	3. ガイドラインを使用した園内研修等を行っている	4. チェックリストを使用している	5. ガイドラインの読み合わせを行っている	6. その他	総計
1. 私立幼稚園	16	2	5	5	2	14	44
2. 区立幼稚園	24	26	5	2	2	4	63
3. 認定こども園	11	9	2	5	6	7	40
4. 私立保育園	78	42	35	24	10	21	210
5. 区立保育園	44	156	46	53	18	11	328
6. 認証保育所	4	8	4	1	2	6	25
7. 保育室・保育ママ	1			1			2
8. 認可外保育施設	2	3	3	3		6	17
9. わからない	1					1	2
10. その他		2				4	6
総計	181	248	100	94	40	74	737

職員へのアンケート 回答者数737名

問4. ガイドラインをどのくらい活用していますか。



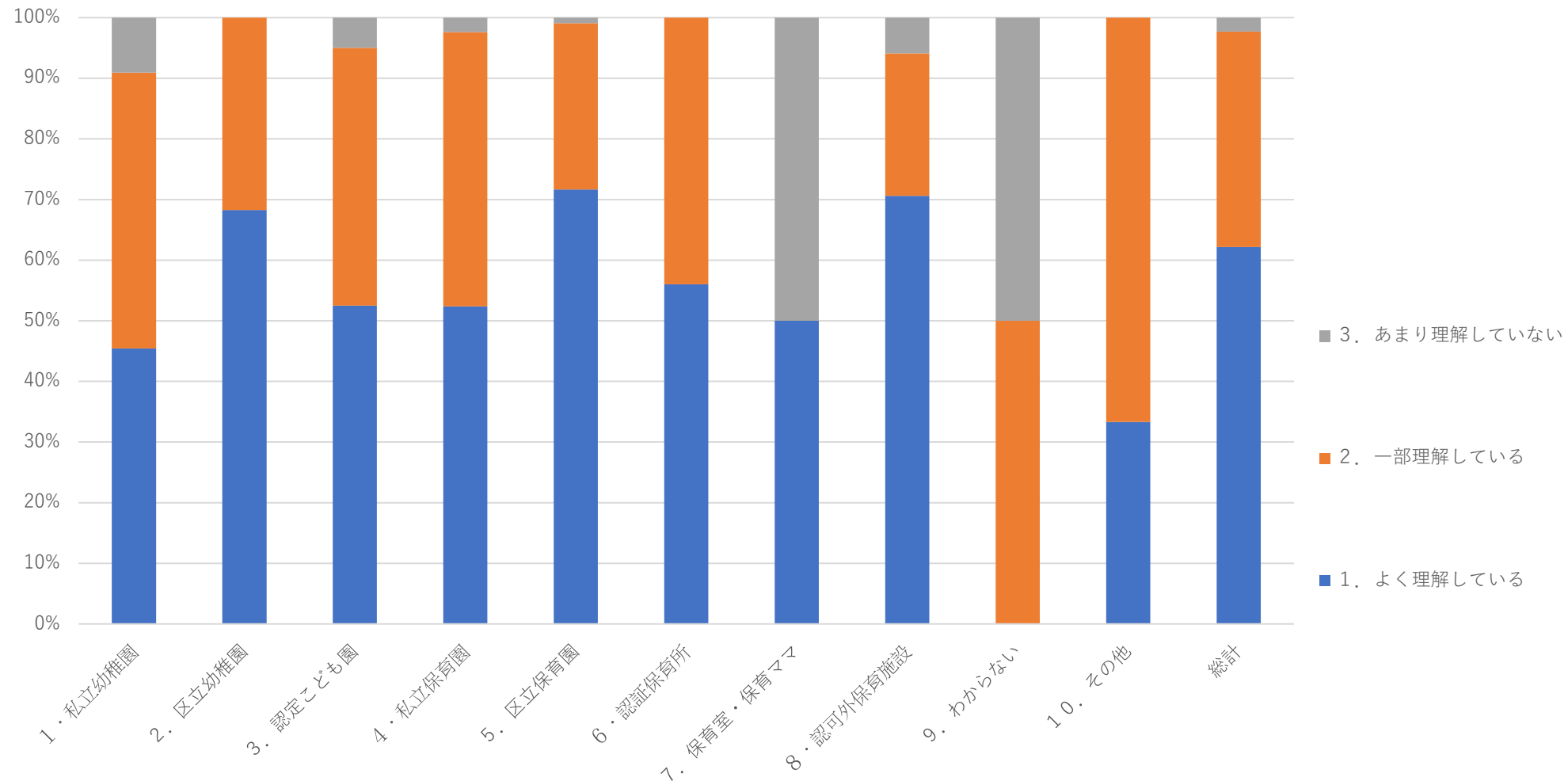
職員へのアンケート 回答者数737名

問5. 子どもの権利について理解していますか。

施設種別	1. よく理解している	2. 一部理解している	3. あまり理解していない	総計
1. 私立幼稚園	20	20	4	44
2. 区立幼稚園	43	20		63
3. 認定こども園	21	17	2	40
4. 私立保育園	110	95	5	210
5. 区立保育園	235	90	3	328
6. 認証保育所	14	11		25
7. 保育室・保育ママ	1		1	2
8. 認可外保育施設	12	4	1	17
9. わからない		1	1	2
10. その他	2	4		6
総計	458	262	17	737

職員へのアンケート 回答者数737名

問5. 子どもの権利について理解していますか。

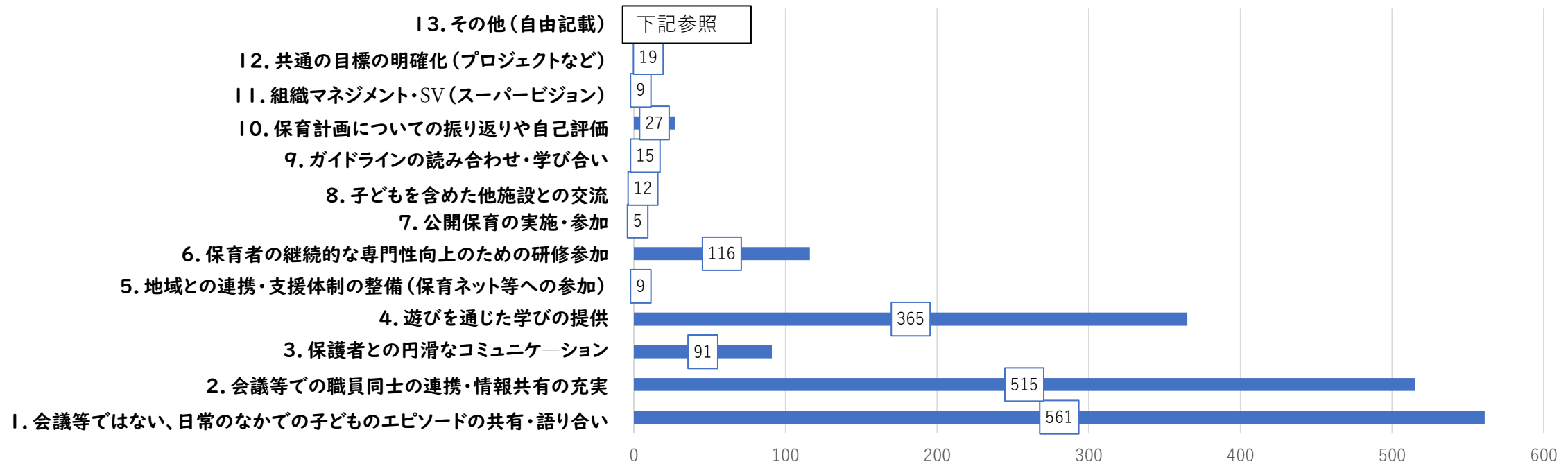


職員へのアンケート 回答者数737名

以下の項目を実現するためにあなたの教育・保育現場において大切だと思うことを選んでください。(最大5つ)

問6－①【環境】子どもたちが遊びこむことができる時間と空間への配慮、自由な遊びコーナー等、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士の関わりあそびが豊かに行われるように工夫されている

⑥－1 回答合計



その他自由記載:18名。

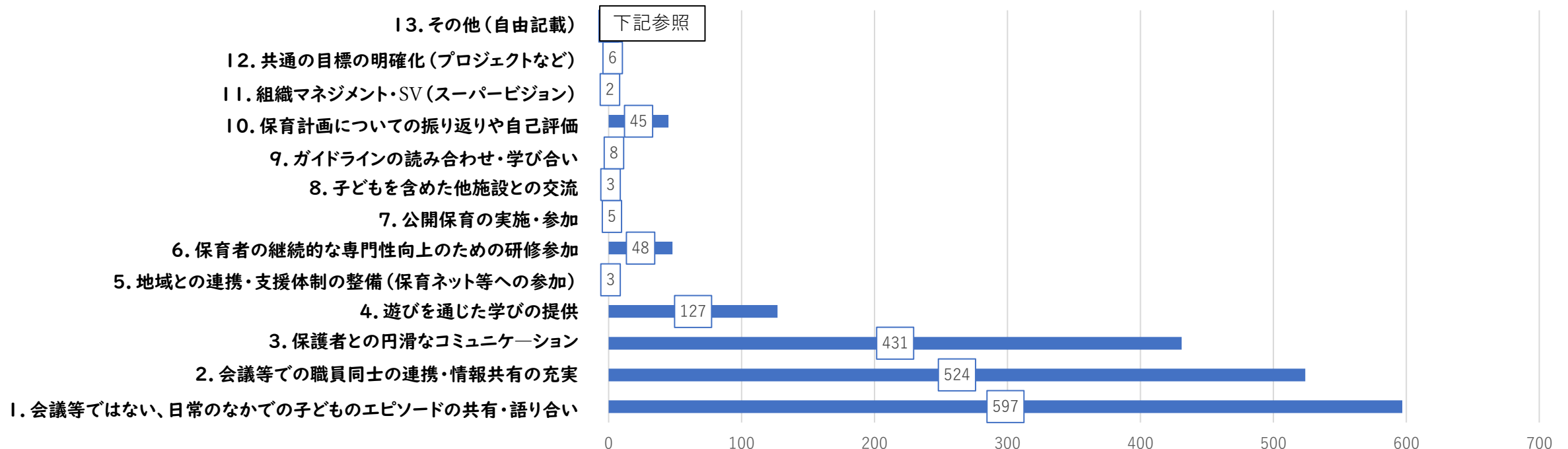
- ・人員配置の充実を求めた回答(9件)
- ・保育準備時間や話し合う時間の確保を求めた回答(2件)
- ・園の方針や理念を職員間で共通理解できる場を作る
- ・園児一人当たりのスペースをもっと広くして欲しい
- ・保育士自身も大切環境の一つ

職員へのアンケート 回答者数737名

以下の項目を実現するためにあなたの教育・保育現場において大切だと思うことを選んでください。(最大5つ)

問6－②【内容】 子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感をもって、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。

⑥－2 回答合計



その他自由記載:13名

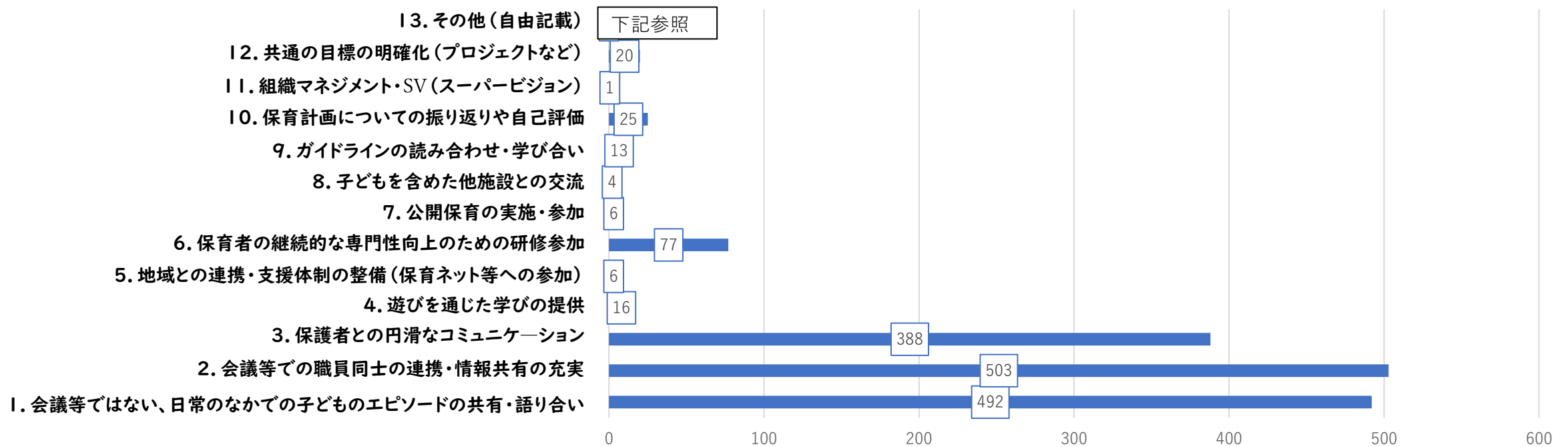
- ・丁寧にゆとりをもって子どもに向き合う(4件)
- ・保育の安定のために職員同士の認め合い、肯定的なとらえ方ができるようにする(4件)
- ・保育の質を保ためには人員の充実が必要(4件)
- ・保育環境と保育内容は繋がっているの分けて考えるのは難しい、また、ありのままの子どもの姿を許容できる人的環境と物的環境の確保が必要

職員へのアンケート 回答者数737名

以下の項目を実現するためにあなたの教育・保育現場において大切だと思うことを選んでください。(最大5つ)

問6－③【食育】 無理やり食べさせたり身体を拘束することなく、子どもの気持ちに寄り添いながら給食介助をしている。

⑥－③ 回答合計



その他自由記載:15名

- ・栄養士・調理員・保育士・保護者の連携が必要(8件)
- ・食育計画の充実(3件)
- ・職員同士の価値のすり合わせ(2件)
- ・季節にあった栽培物を育て関心を持つとともに、収穫する喜び食すことに繋げる(2件)

職員へのアンケート 回答者数737名

問7 改訂にあたってのご意見(一部抜粋)

ご意見・自由記載:65名 回答は大きく分けて以下の3分野となる

●ガイドラインの内容について(31件)

今の時代の子どもたちの姿に沿った保育に活かせる内容で、わかりやすく記載して欲しい。また、できたガイドラインの内容を深めるための研修を開催し、正規職員だけでなく、非常勤職員や保護者にも共通理解できる場を設けて欲しいといった意見があがる。

●職場環境について(23件)

ガイドラインに沿った保育の質を保つために施設や人員の充実が不可欠であり、保育士が働きやすくなる環境整備を求める声上がる。また、近年、配慮が必要なお子さんが増え、保育士に求められることが多くなり負担に感じているといった意見が出ている。

●子どもの権利について(7件)

子どもの権利について、細かくガイドラインに明記して欲しい。子どもの権利を守るために、まずは職員の人権にも目を向けて欲しいといったすべての人の人権に配慮を求める意見が出ている。

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問 1. お子様の預け先の種別

施設種別	人数	%
1. 私立幼稚園	193	13.1%
2. 区立幼稚園	132	9.0%
3. 認定こども園	110	7.5%
4. 私立保育園	643	43.7%
5. 区立保育園	315	21.4%
6. 認証保育所	48	3.3%
7. 保育室・保育ママ	1	0.1%
8. 認可外保育施設	20	1.4%
9. わからない	4	0.3%
10. その他	7	0.5%
総計	1473	100.0%

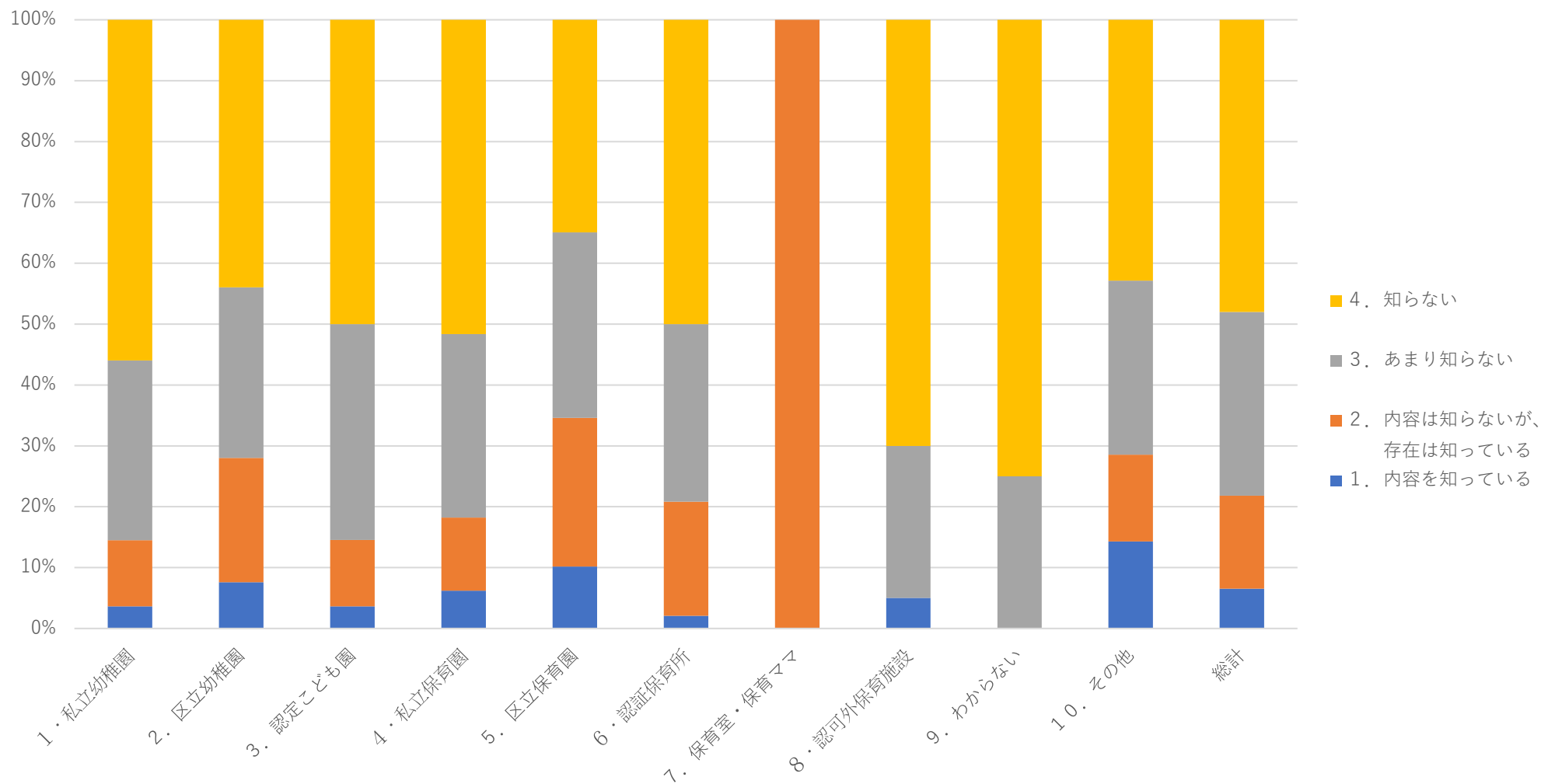
保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問2. ガイドライン・なるほど！せたがやのほいくを知っていますか。

施設種別	1. 内容を知っている	2. 内容は知らないが、 存在は知っている	3. あまり知らない	4. 知らない	総計
1. 私立幼稚園	7	21	57	108	193
2. 区立幼稚園	10	27	37	58	132
3. 認定こども園	4	12	39	55	110
4. 私立保育園	40	77	194	332	643
5. 区立保育園	32	77	96	110	315
6. 認証保育所	1	9	14	24	48
7. 保育室・保育ママ		1			1
8. 認可外保育施設	1		5	14	20
9. わからない			1	3	4
10. その他	1	1	2	3	7
総計	96	225	445	707	1473

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問2. ガイドライン・なるほど！せたがやのほいくを知っています。



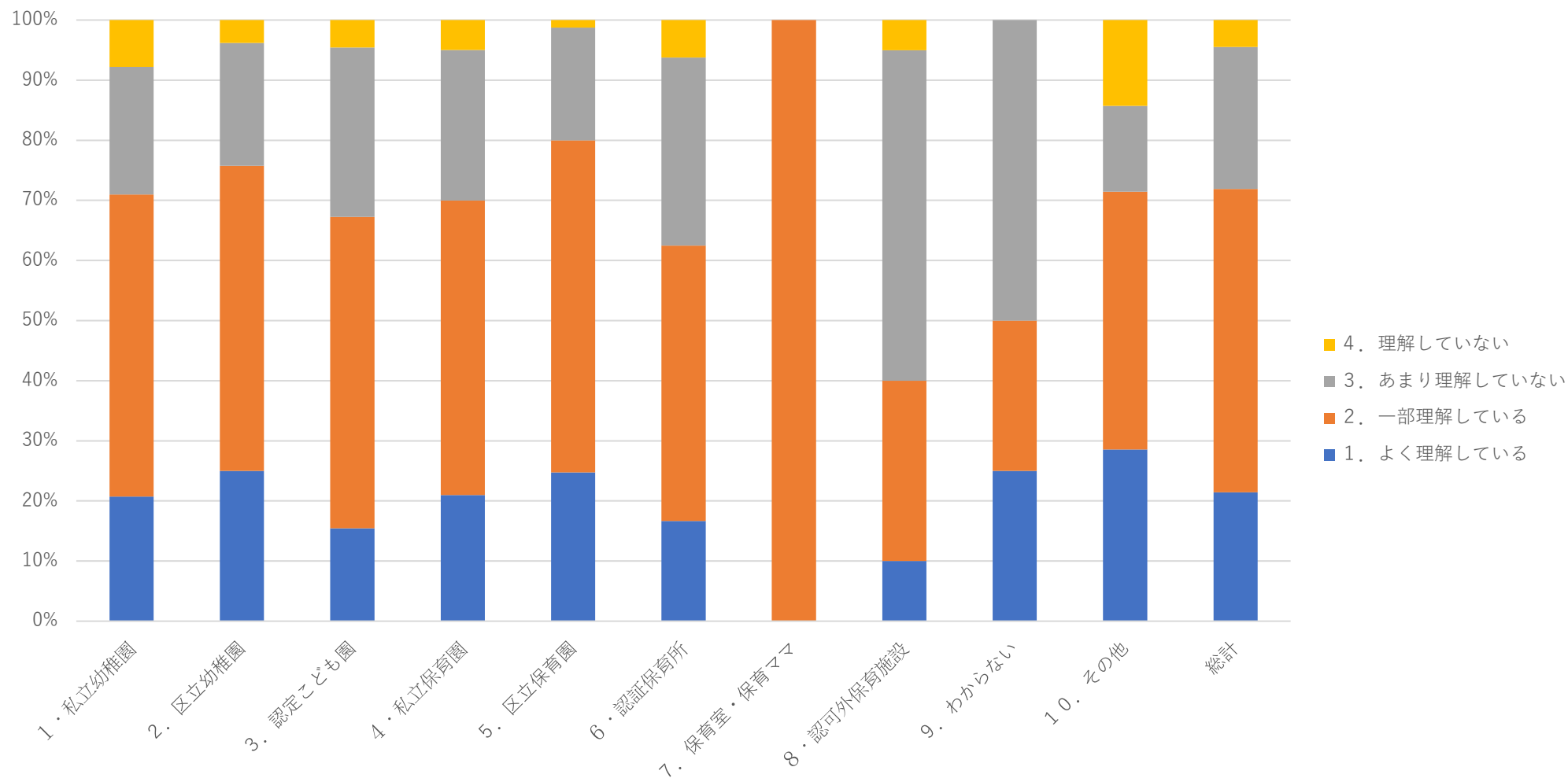
保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問3. 子どもの権利について理解していますか。

施設種別	1. よく理解している	2. 一部理解している	3. あまり理解していない	4. 理解していない	総計
1. 私立幼稚園	40	97	41	15	193
2. 区立幼稚園	33	67	27	5	132
3. 認定こども園	17	57	31	5	110
4. 私立保育園	135	315	161	32	643
5. 区立保育園	78	174	59	4	315
6. 認証保育所	8	22	15	3	48
7. 保育室・保育ママ		1			1
8. 認可外保育施設	2	6	11	1	20
9. わからない	1	1	2		4
10. その他	2	3	1	1	7
総計	316	743	348	66	1473

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問3. 子どもの権利について理解していますか。



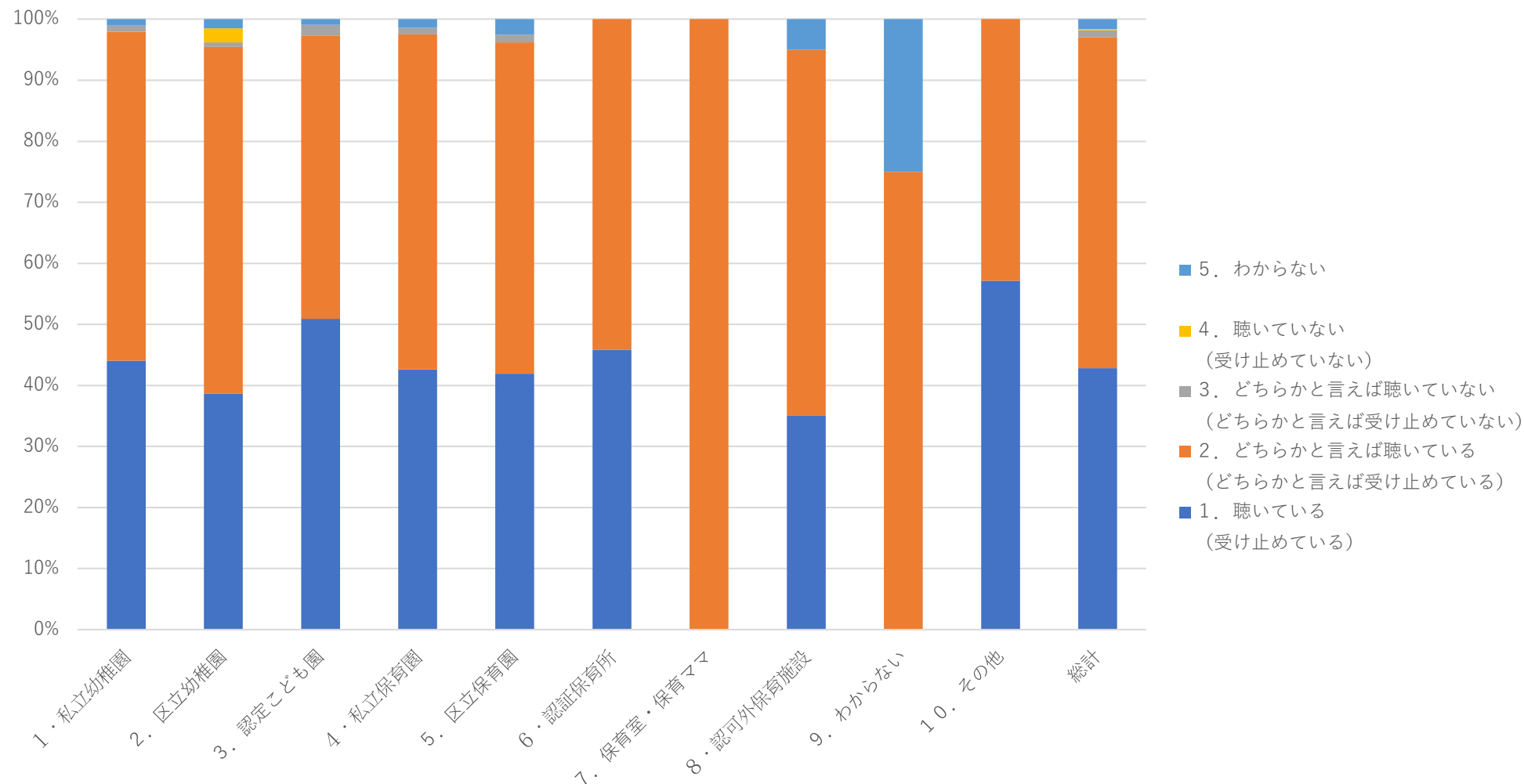
保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問4. 子どもの話を聴いていますか（気持ちを受け止めていますか）

施設種別	1. 聴いている （受け止めている）	2. どちらかと言えば聴 いている （どちらかと言えば受け 止めている）	3. どちらかと言えば聴 いていない （どちらかと言えば受け 止めていない）	4. 聴いていない （受け止めていない）	5. わからない	総計
1. 私立幼稚園	85	104	2		2	193
2. 区立幼稚園	51	75	1	3	2	132
3. 認定こども園	56	51	2		1	110
4. 私立保育園	274	353	7		9	643
5. 区立保育園	132	171	4		8	315
6. 認証保育所	22	26				48
7. 保育室・保育ママ		1				1
8. 認可外保育施設	7	12			1	20
9. わからない		3			1	4
10. その他	4	3				7
総計	631	799	16	3	24	1473

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問4. 子どもの話を聴いていますか（気持ちを受け止めていますか）



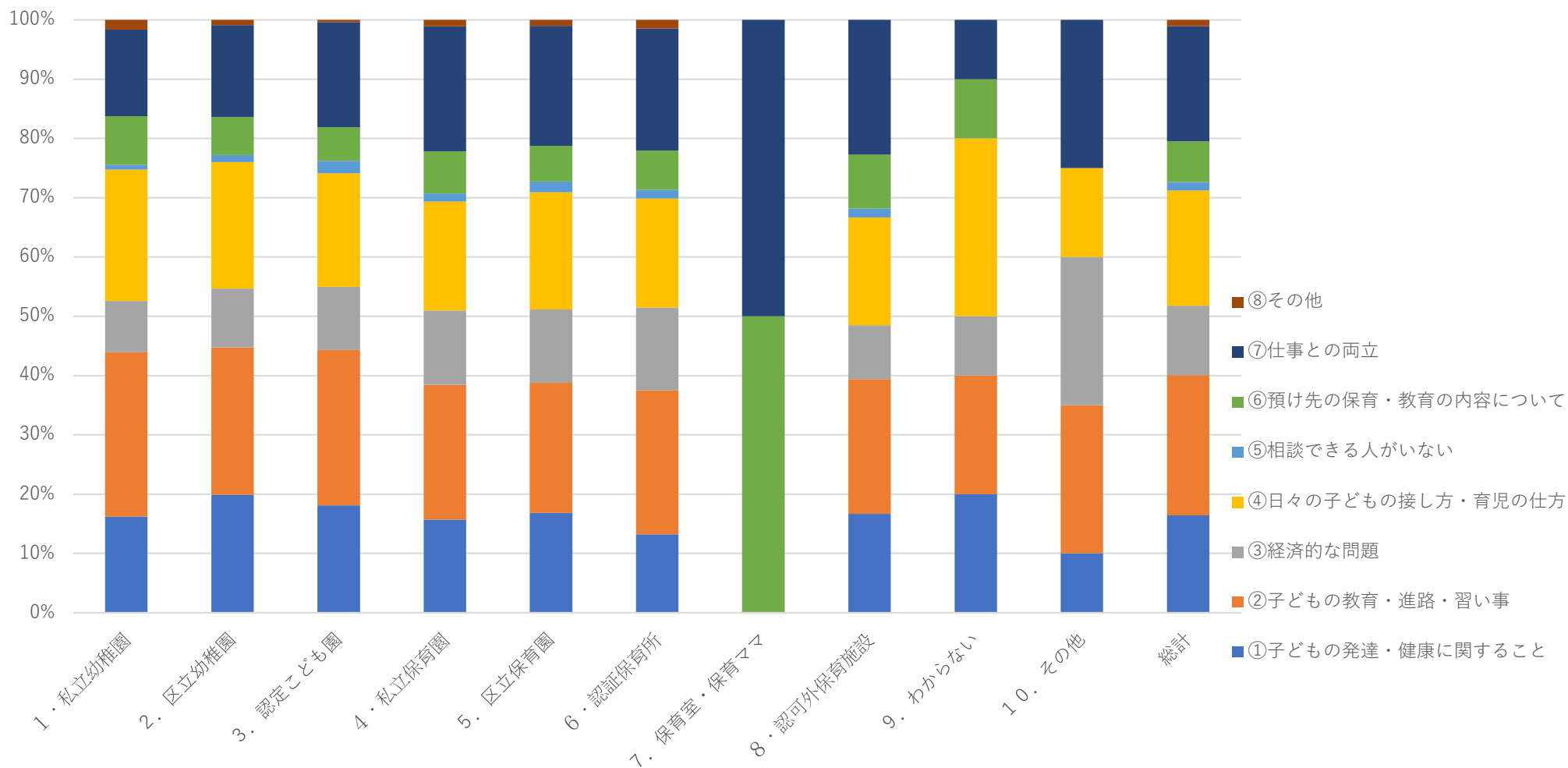
保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問5. 子育てに対して不安なことは何ですか？（複数回答可）

施設種別	①子どもの発達・健康に関すること	②子どもの教育・進路・習い事	③経済的な問題	④日々の子どもの接し方・育児の仕方	⑤相談できる人がいない	⑥預け先の保育・教育の内容について	⑦仕事との両立	⑧その他	総計
1. 私立幼稚園	79	135	42	108	4	40	71	8	487
2. 区立幼稚園	68	85	34	73	4	22	53	3	342
3. 認定こども園	51	74	30	54	6	16	50	1	282
4. 私立保育園	288	417	230	337	25	130	387	20	1834
5. 区立保育園	148	193	109	174	16	53	178	9	880
6. 認証保育所	18	33	19	25	2	9	28	2	136
7. 保育室・保育ママ						1	1		2
8. 認可外保育施設	11	15	6	12	1	6	15		66
9. わからない	2	2	1	3		1	1		10
10. その他	2	5	5	3			5		20
総計	667	959	476	789	58	278	789	43	4059

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問5. 子育てに対して不安なことは何ですか？（複数回答可）



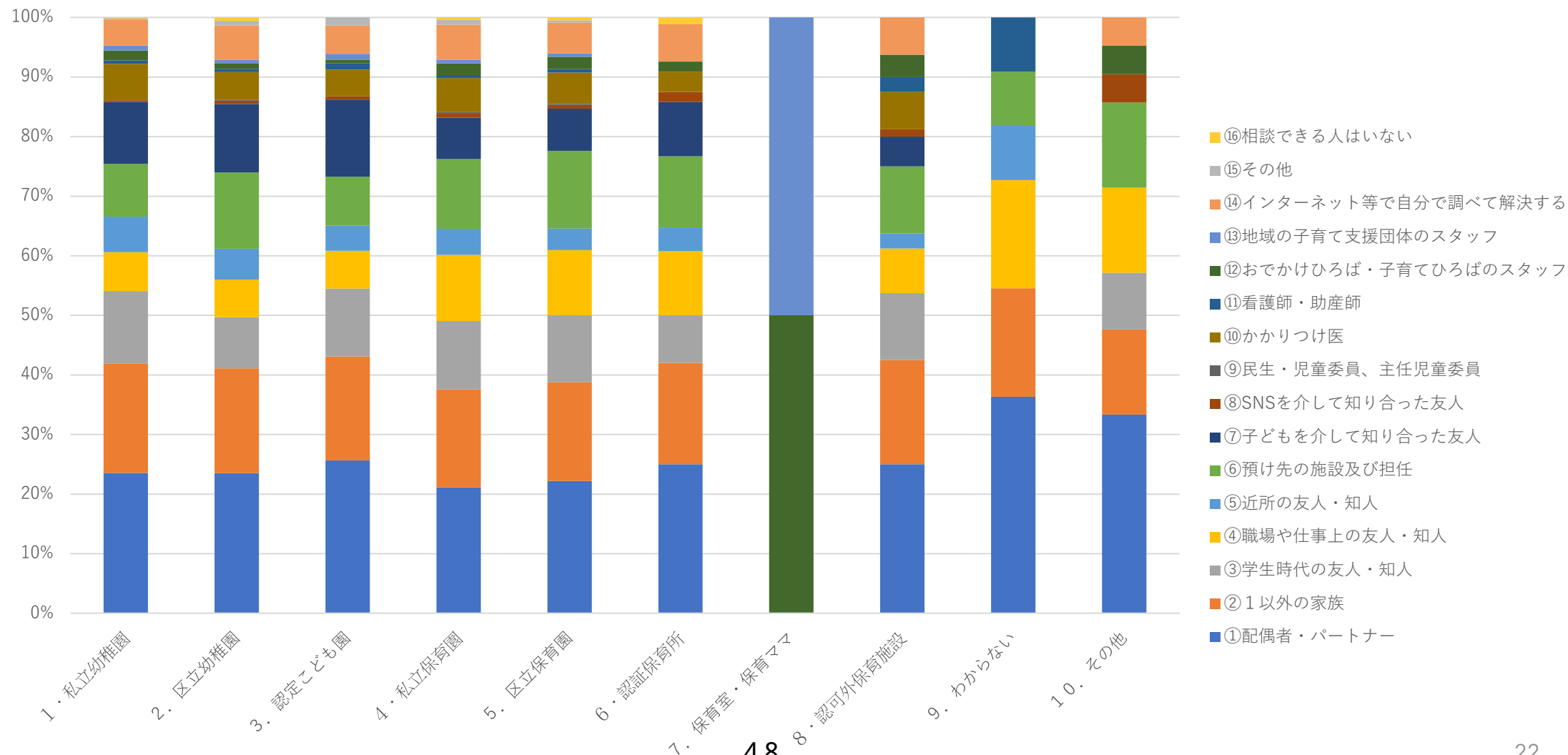
保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問6. 子育ての悩みや困りごとを話したり相談できる場所（複数回答可）

施設種別	①配偶者・パートナー	②1以外の家族	③学生時代の友人・知人	④職場や仕事上の友人・知人	⑤近所の友人・知人	⑥預け先の施設及び担任	⑦子どもを介して知り合った友人	⑧SNSを介して知り合った友人
1. 私立幼稚園	170	132	88	47	43	64	75	2
2. 区立幼稚園	123	92	45	33	27	67	60	3
3. 認定こども園	97	66	43	24	16	31	49	2
4. 私立保育園	561	437	305	294	116	311	185	20
5. 区立保育園	277	207	140	136	45	163	88	8
6. 認証保育所	44	30	14	19	7	21	16	3
7. 保育室・保育ママ								
8. 認可外保育施設	20	14	9	6	2	9	4	1
9. わからない	4	2		2	1	1		
10. その他	7	3	2	3		3		1
総計	1303	983	646	564	257	670	477	40
施設種別	⑨民生・児童委員、主任児童委員	⑩かかりつけ医	⑪看護師・助産師	⑫おでかけひろば・子育てひろばのスタッフ	⑬地域の子育て支援団体のスタッフ	⑭インターネット等で自分で調べて解決する	⑮その他	⑯相談できる人はいない
1. 私立幼稚園		44	4	12	6	31	2	1
2. 区立幼稚園	1	24	3	5	3	30	4	3
3. 認定こども園		17	4	2	4	18	5	
4. 私立保育園	4	152	14	52	16	156	22	10
5. 区立保育園	2	66	7	26	7	64	5	6
6. 認証保育所		6		3		11		2
7. 保育室・保育ママ				1	1			
8. 認可外保育施設		5	2	3		5		
9. わからない			1					
10. その他				1		1		
総計	7	314	35	47 105	37	316	38	21 22

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問6. 子育ての悩みや困りごとを話したり相談できる場所（複数回答可）



保護者へのアンケート 回答者数1,473名

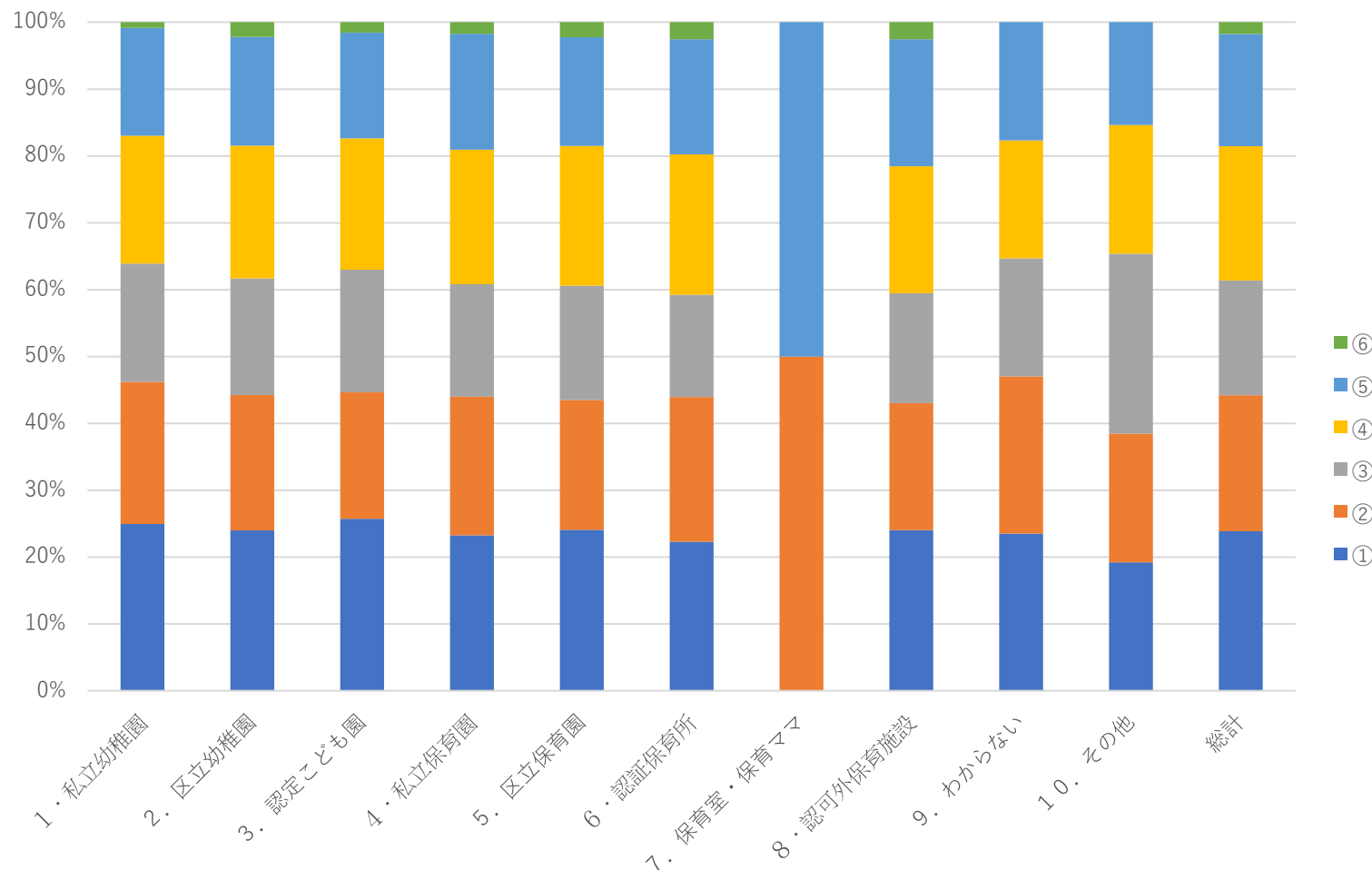
問 7. 預け先の教育・保育施設に望むこと（複数回答可）

施設種別	①	②	③	④	⑤	⑥
1. 私立幼稚園	175	149	124	134	113	6
2. 区立幼稚園	121	102	88	100	82	11
3. 認定こども園	101	74	72	77	62	6
4. 私立保育園	549	489	397	475	409	41
5. 区立保育園	279	225	198	242	188	26
6. 認証保育所	35	34	24	33	27	4
7. 保育室・保育ママ		1			1	
8. 認可外保育施設	19	15	13	15	15	2
9. わからない	4	4	3	3	3	
10. その他	5	5	7	5	4	
総計	1288	1098	926	1084	904	96

- ①子どもの好奇心、探究心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことのできる保育を行っている。
- ②子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。
- ③友だちと好きなことをして落ち着いて遊べる場所やひとりでじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆつくりと休めたりくつろげたりする空間がある。
- ④子どもが達成感を持って基本的な生活習慣を身に付けられるよう、子どもに分かりやすい方法で伝え、適切に援助している。
- ⑤登降時間の会話や連絡帳などの日々のコミュニケーションや行事等あらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と綿密に連絡を取り合っている。
- ⑥その他

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問 7. 預け先の教育・保育施設に望むこと（複数回答可）



- ①子どもが好奇心、探究心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことのできる保育を行っている。
- ②子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。
- ③友達と好きなことをして落ち着いて遊ぶ場所やひとりでじっくりと楽しむことのできる場所、体や心をゆつくりと休めたりくつろげたりする空間がある。
- ④子どもが達成感を持って基本的な生活習慣を身に付けられるよう、子どもに分かりやすい方法で伝え、適切に援助している。
- ⑤登降時間の会話や連絡帳などの日々のコミュニケーションや行事等あらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と綿密に連絡を取り合っている。
- ⑥その他

保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問8. 改訂にあたってのご意見

ガイドラインについて：保育の質と内容、保育の自由度、教育内容、子どもの権利、事故防止策、安全対策に関する意見。
件数: 9 5 件
教職員について：労働環境、待遇、給与、労働環境、休暇、人数の充実にに関する意見。
件数: 5 6 件
教育・保育施設についての内容: 施設、設備、安全性に関する意見。
件数: 2 6 件
保護者・地域支援: 保護者との連携、時間の柔軟性、負担軽減に関する意見や地域社会や他の教育機関、保護者との連携に関する意見。
件数: 1 9 件
保健衛生関係：衛生面、プライベートゾーン、熱中症対策に関する意見。
件数 1 0 件
給食と食育: 給食の質、食育活動に関する意見。
件数: 1 1 件
行政・システムについて：入園のしやすさ、配置基準、療育施設との連携
件数: 2 6 件

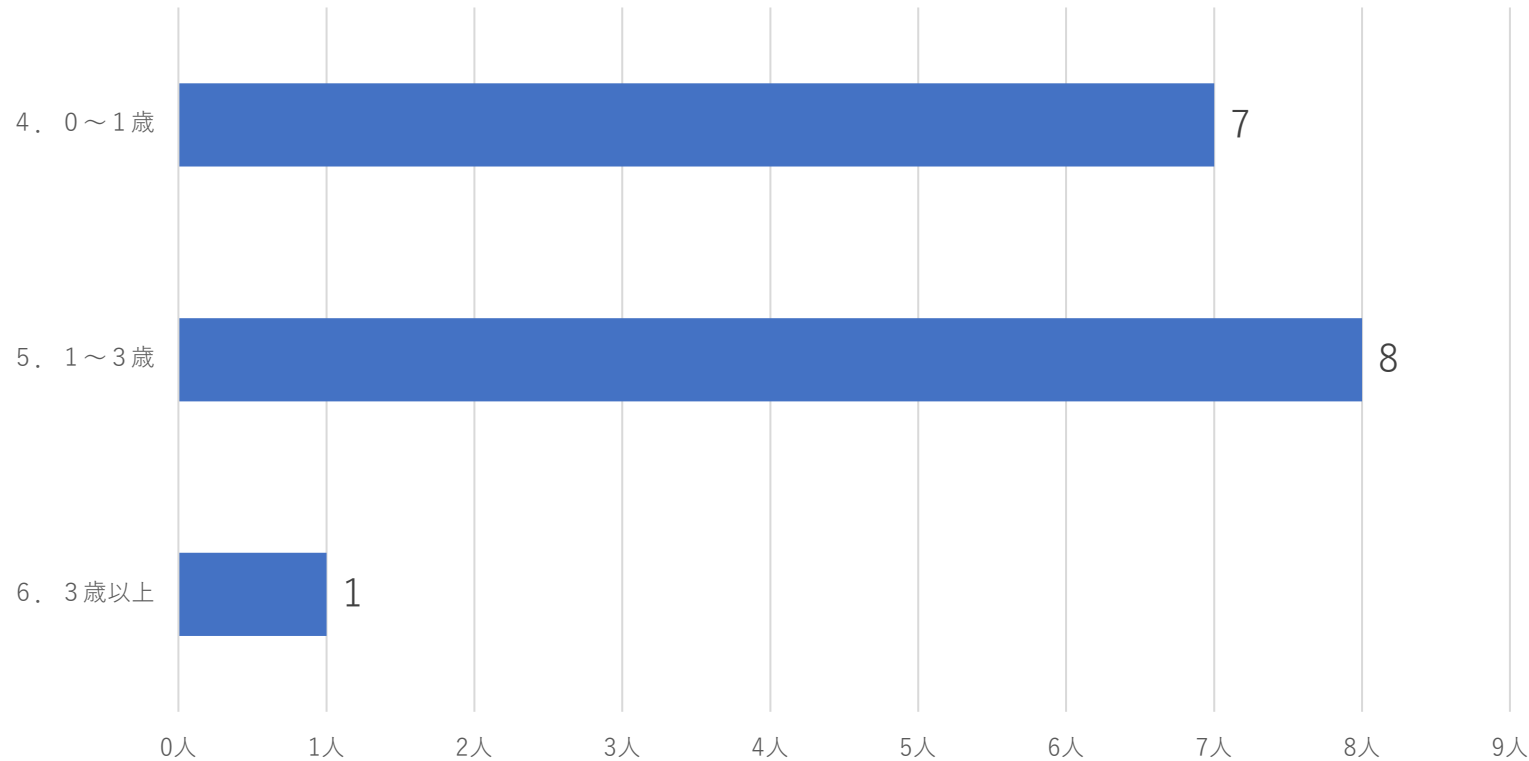
保護者へのアンケート 回答者数1,473名

問8. 改訂にあたってのご意見(一部抜粋)

自由意見の読み取り
保育の質への感謝や安心感・保育士の関わりに関する敬意への好意的な意見が30名分あった。改善提案が108名。改善を求む意見が自由意見中78%
教職員の労働環境の改善: 給与引き上げや労働環境の改善、特に「保育士の人数を増やしてほしい」「保育士の負担を軽減してほしい」という意見が多く、人員不足の問題があがってきた。さらに、保育士のメンタルヘルスや労働環境が保育の質に直結するとして、休暇取得のしやすさや労働時間のフレキシブル対応をしたらどうかという意見があった。
保育環境の改善: 施設や設備、衛生面についても改善してほしいとの意見があがった。特に、園の清潔さや昼寝環境、室内温度調整、熱中症対策・蚊の対策などの具体的な改善案がありました。施設の広さや環境の整備が重要視されています。
保育の質と内容: 保育の質を高める環境が求められており、特に「子どもの自主性を尊重し、遊びや学びを大切にする」ことが強調されています。自由保育を支持する意見が多く、知識の詰め込みではなく、子どもの興味を引き出すアプローチを重視している意見がありました。
保護者支援と負担軽減: 保護者の負担軽減が多くの意見で取り上げられました。特に、保護者会や行事参加に対する柔軟な対応を求める声があり、働く保護者への配慮が必要とされています。また、保護者との連携強化を望む声も多いです。
安全対策と事故防止: 園内外の安全対策、特に感染症予防や事故対応に関する意見が多く、例えば、災害時の対応や事故対応の手順について明確なガイドラインがあるとよいとの意見がありました。
地域との連携: 地域社会や近隣の教育機関との連携を強化、特に、地域との協力を通じて子どもたちの学びや社会性を育む場を提供することが大切だという意見がありました。また、地域の子育て支援ネットワークの活用や、他園・地域社会との情報共有が望まれています。

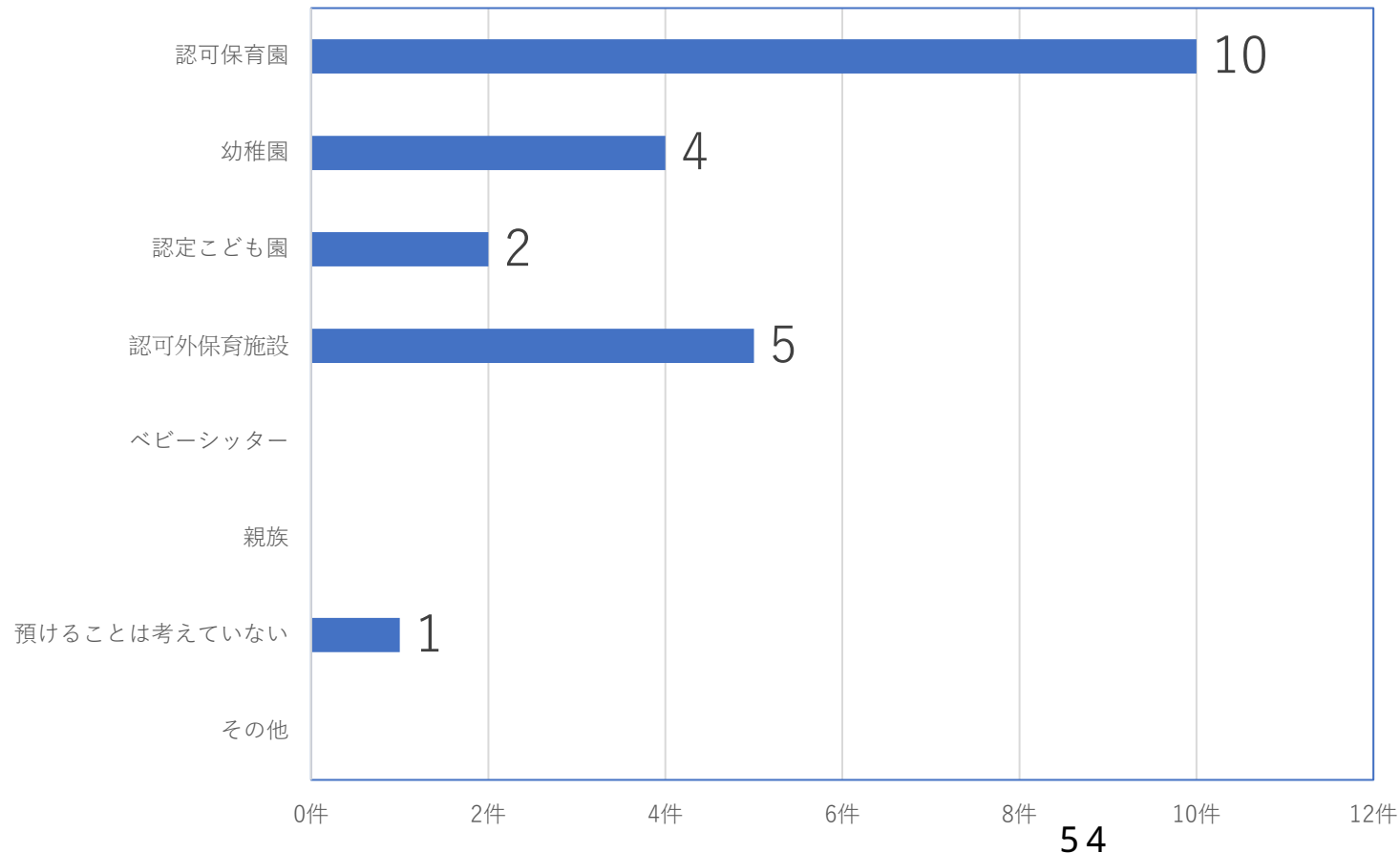
妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方向けへの アンケート 回答者数14名

問1. 子どもの月齢（複数回答可）



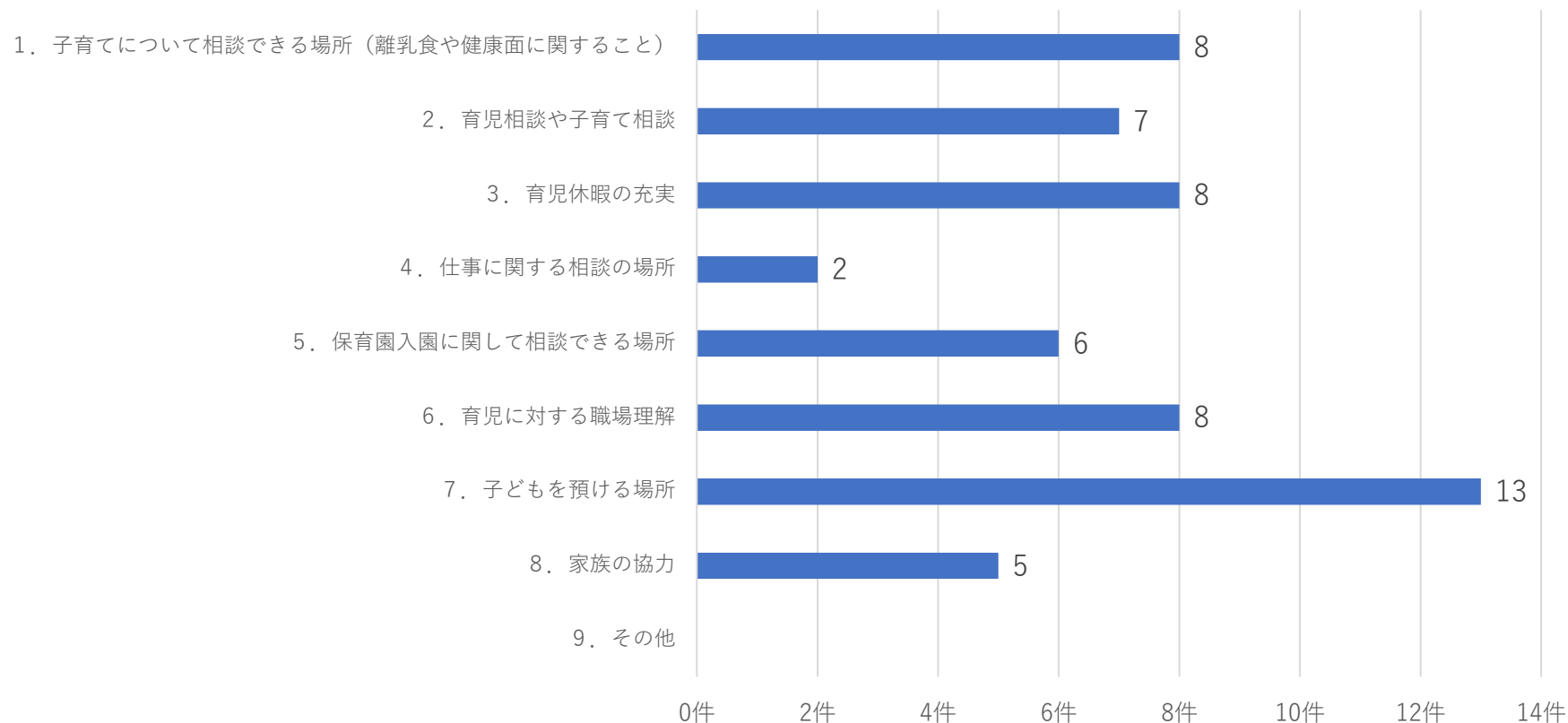
妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方向けへの アンケート 回答者数14名

問2. 子どもを預けたいと考えている又は預けている保育施設（複数回答可）



妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方向けへの アンケート 回答者数14名

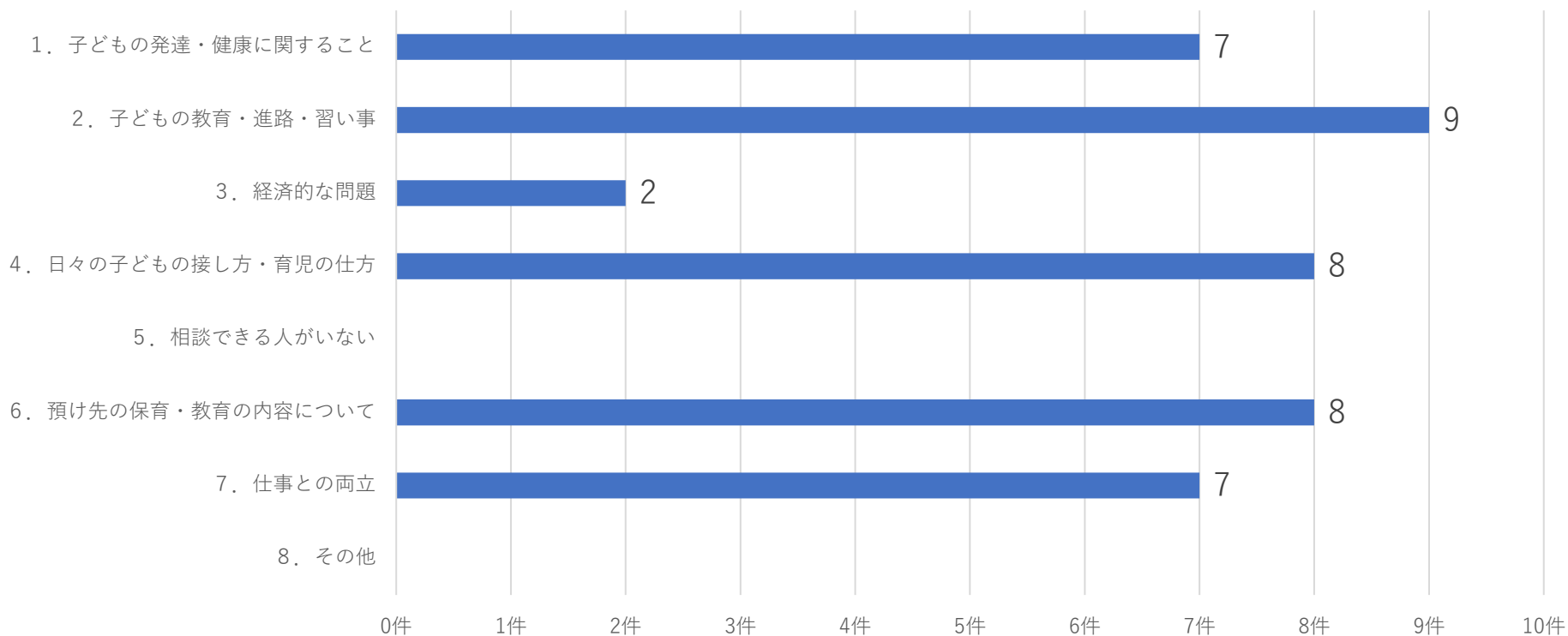
問3. 子育てについてどのようなサポート（支援）を望んでいますか（複数回答可）



妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方向けへの アンケート 回答者数14名

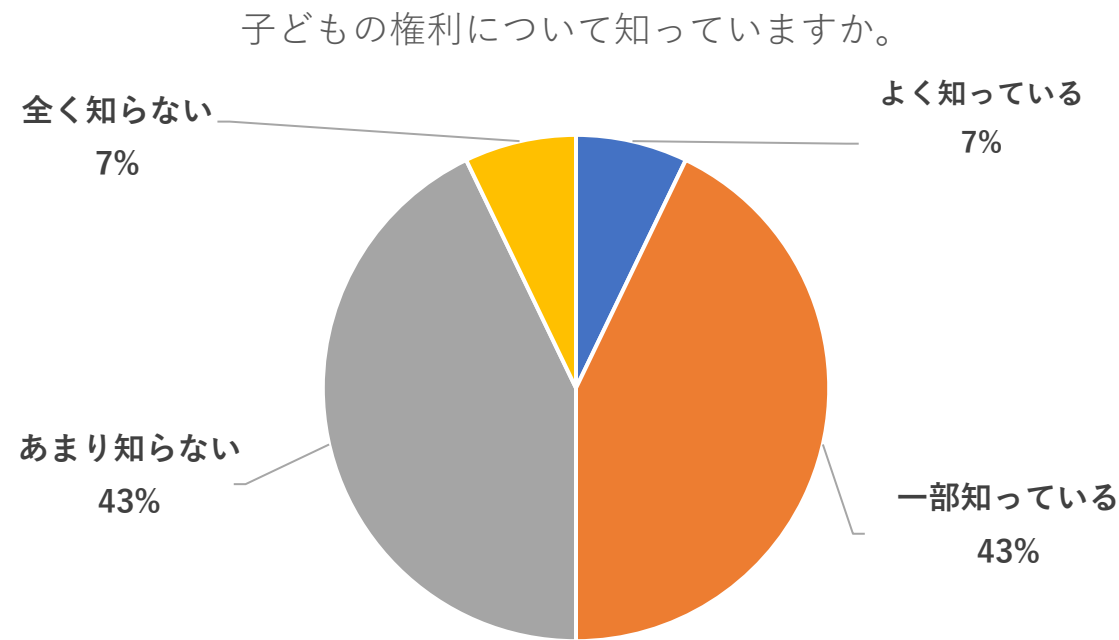
問4. 子育てに対して不安なことは何ですか。

子育てに対して不安なことは何ですか。（複数回答可）



妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方向けへの アンケート 回答者数14名

問5. 子どもの権利について知っていますか。



妊娠期・お子様を保育園に預ける前の方向けへの アンケート 回答者数14名

問6. ご自身の子育てに役立つこととして、知りたい内容があれば教えてください(自由記述)。

ご自身の子育てに役立つこととして、知りたい内容があれば教えてください(自由記述)。

- ・清潔で綺麗なおでかけひろばを増やして欲しい。
- ・年齢に合わせた接し方、性教育。
- ・各地域のまちづくりセンターでも子育てに関する支援や手続きが行えるようにして欲しいです。ベビーカー等で総合支所への移動が大変なため。

4/14件中

「子どもの声」アンケート集計

1. ねらい

「世田谷区保育の質ガイドライン」改訂にむけて当事者である子どもたちが今、どんな気持ちで過ごしているのか、何を求めているのか等の子どもの声を聞き取り、ガイドラインに反映する。

2. 手法について

実施施設：世田谷区内認可保育園2園(私立・区立)、認定こども園1園

実施日：11/1～11/14(内1日ずつ) 時間帯 15時45分位～17時15分位の約90分程度

対象年齢：4～5歳児クラス

実施手法：子どもたちが園内にてリラックスしている自由遊びの中で、ひとり一人の子どものペースに合わせ、保育課職員(保育士)が意見を聞き取った。

※私立認可保育園においては上田委員も同行し、聞き取りの様子を確認していただく。

3. 子どもの声（子ども53名） ※一部意見抜粋

★ 園での事

(気持ち・考えている事)

- ・嫌なことは、友だちとけんかしちゃうこと。少ししたら仲直りしてる。ごめんねとか言わなくても、少ししたら遊べる。
- ・いやなことはあまりないかな。ケンカするときはちょっといやだけど、自分たちで、話し合いもする。それでもダメな時は先生に言う。おうちではあんまり言わない。大したことじゃないからね
- ・嫌なことはないな。困ったときは、おまわりさんにきく。そうすると、なんでもわかるよ。
- ・保育園は子どもが来るところだから自分たちでいろんなことを決めればいいんだよ。今は先生が決めてることもあるし、自分で決められることもあるよ。
- ・(外あそびから帰ってきて)もっと一人であそびたかったな。でも、だめなの。外は暗いし、中遊びの時間になるから入ってきた。部屋でみんなとあそぶんだー。
- ・たのしいよ。いやなことなんてない。
- ・嫌いな食べ物は、ピーマン・しいたけ。味がきらいにがいから。嫌いなものは食べない。

(言葉にならない気持ち)

・(質問に対して)わからない。忘れた。抱っこして～。(一緒に過ごす事、背中によりかかるなどスキンシップを求める。)

★ 家での事

- ・ピアノ習ってるんだけど、私がピアノをちゃんと弾いているのに、ピアノの先生はこらーちゃんと弾きなさいって言われるの。
- ・いやなことはあんまりないよ。ママは怒るけどしょうがないんだよ、私かわるいことするとねと笑う。
- ・お家で早く早くって言われる。昨日も、とりあえず早くお風呂に入っちゃいなさいって言われた。
- ・悪い子にはサンタさんこないの。悪い子って、叩いたりすること。

★ その他

・私たちはお城に住んでるの。パパとママは外国人。家にはプールもあるよ。ドレスを着て、お菓子しか食べないの。(空想)

4. 子どもたちの様子

- ・子どもたちは、それぞれに好きな遊びがあり、自分で選んで楽しんでいた。
- ・当初、予想していたより、～～が嫌、～～をしたくないという意見は少なかった。
- 子どもが自分の気持ちを聞かれる経験が少ないのか？言うてはいけないと思っているのか？自分の現在の気持ちの認識が薄い？聞いた大人との関係性？その時はネガティブな気持ちを持っていなかった？ある程度の満足感を持っている？
- ・自分の周りの人が思っていることや現在の状況を感じ取り、自分なりに考えている。
- ・家での出来事に対しては、そのままを受け止めている姿(仕方ない、あきらめ?)が見られる。
- 家庭内での力関係？
- ・園では困ったことに対して、まずは自分でアクションを考えている児が多かった。その次の手段として、誰か(大人)に伝えることを知っていた。
- ・言葉にならない気持ちの表出が存在している。
- ・子どもの行動や言葉には背景や経過、理由がある。

＊子どもの話を聴くこと、思いに関心を持つこと、言葉にならない思いに気持ちを向けること

→大人が子どもに何を感じ、何を考えているか、どうしたいのかを聞くことで子ども自身が自分の気持ちや意見があることに気付き

言語化する場合もある。子どもにとって聴かれる権利があるということを常に意識することで、大人の存在が子どもにとって大切なものとなる。

フィードバックが大切となる。この取り組みを継続していくことで、子どものことを語り合う風土、背景ができていく。